

第 1 編 総 則

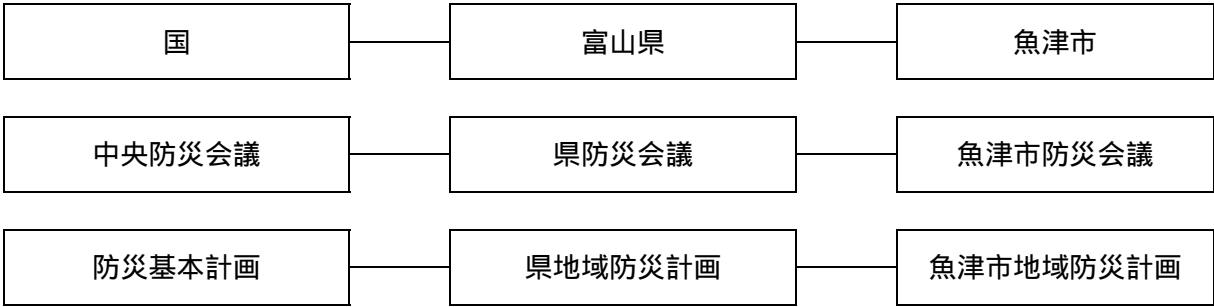
- 第 1 節 計画の目的
- 第 2 節 防災の基本方策
- 第 3 節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱
- 第 4 節 自然的特長、社会的要因と災害記録
- 第 5 節 災害の危険性
- 第 6 節 被害想定
- 第 7 節 災害対策本部の組織

第1節 計画の目的

1 計画の目的

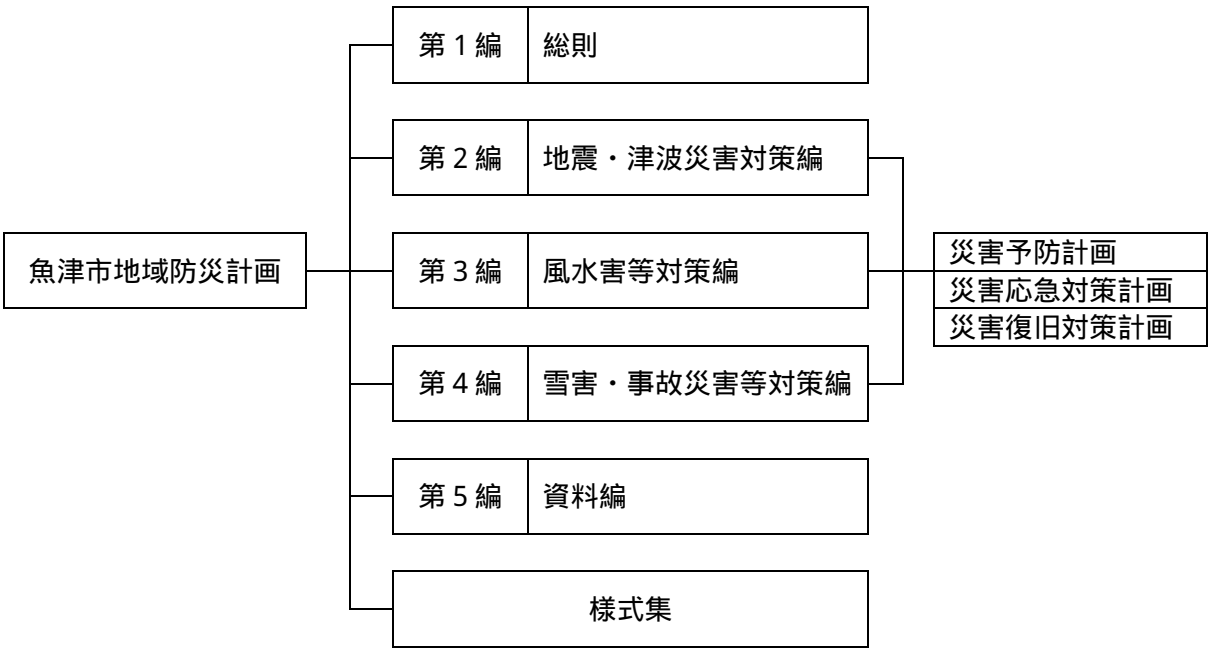
この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、魚津市防災会議が魚津市の地域に係る災害に関し災害予防、災害応急対策及び災害復旧について定め、市、防災関係機関、市民等が相互に連携し、総力を結集することにより、総合的かつ計画的な防災対策の推進を図り、市民の生命、身体及び財産を災害から守るとともに、災害による被害を軽減し、市民の誰もが安全で安心して暮らせる防災都市づくりの推進に資することを目的とする。（資料14-3 災害対策基本法）

【国、県及び魚津市の防災会議並びに防災計画の体系】



2 計画の位置づけ・構成

この計画は、市及び防災関係機関等が行う各種の防災活動の指針となり、防災対策事業の推進にあたっての基本となるものである。



この計画は、現実の災害に対する対応に即した構成としており、第1編の総則に続いて、第2編を地震・津波災害対策編、第3編を風水害等対策編、第4編を雪害・事故災害等対策編とし、それぞれの災害に対する予防、応急、復旧等の各段階における諸施策を示した。さらに、第5編を資料編とし、本計画に必要な関係資料を掲げ、巻末に様式集を記載した。

3 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、国、県の防災方針、市の情勢を勘案して毎年検討を加え、必要があると認めるときは、速やかに計画を修正するものとする。

4 計画の周知

計画の内容は、市職員、防災関係機関及びその他の防災に関する重要な施設の管理者等に周知徹底するとともに、特に必要と認める事項については、市民にも広く周知徹底するよう努める。

5 計画の運用・習熟

本計画は、平素から訓練、研修、広報その他の方法により内容の習熟・習得に努め、平常時の予防対策及び災害時の応急・復旧対策実施時に適切な運用ができるようにしておく。

第2節 防災の基本方策

1 基本方針

防災とは、地震、集中豪雨や豪雪などの災害が発生しやすい自然条件下に加え、都市化の進展に伴った高度化、多様化した土地利用、また、密集市街地等の社会条件をあわせもつ本市において、郷土並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するための行政上最も重要な施策のひとつである。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備えなければならない。

市民の生命と暮らしを守る防災都市の実現を目指し、災害に強いまちづくりを推進するために、次に掲げる事項を基本方針とする。

減災に向けた災害予防

災害による被害を軽減するための平常時からの備えの継続的展開

地域防災力の向上

自主防災組織をはじめとした地域コミュニティ防災活動の推進

災害情報伝達体制の整備

災害情報の収集伝達体制の整備及び情報の共有化の推進

応急対策と避難環境の整備

的確な応急対策の実施と避難所等における避難環境の整備

災害対策本部の機能強化

迅速・的確な初動体制の確保

2 防災の各段階における基本方策

防災には、災害予防対策、災害応急対策、災害復旧対策の各段階があり、それぞれにおいて、国、県、市、公共機関、事業所及び市民が一致協力して総力をあげて災害対策をとることが被害の軽減につながる。なお、災害対策の各段階における基本方策は次のとおりである。

計画的な災害予防対策

ア 災害に強いまちづくりを実現するため、公共土木施設等の整備、防災ブロックの形成、防災空間の整備拡大、建築物の耐震・不燃化の促進、市街地の再開発等により防災都市づ

自主防災組織 大規模災害等の発生による被害を軽減するために、地域住民が連帯し、協力し合って「自分たちのまち自分たちで守る」という共助の精神により、効果的な防災活動を実施することを目的に結成された組織のこと。

くりを推進するとともに、ライフライン施設、下水道施設の安全性を確保する。

イ 防災の体制づくりを確立するため、防災拠点施設、通信連絡体制、緊急輸送ネットワーク等の整備をはじめ関係機関との連携強化、相互応援体制の整備により防災活動体制を整備するとともに、消防力の強化、医療救護体制の整備、避難所、生活救援物資等の確保、ボランティア活動の支援等により救援、救護体制を整備する。

ウ 日常から災害に備えるために、防災意識の高揚、自主防災組織の育成強化、防災訓練の充実、要配慮者への啓発等により防災行動力を向上させるとともに、災害予防等の調査研究を推進する。

エ 事故災害防止のため、船舶の所有者、運送事業者、鉄軌道事業者及び危険物等施設の管理者等は、関係法令を遵守し、施設設備等の安全性を確保するとともに、安全な運行等に努める。

また、これらに関する安全監督担当機関及び関係施設の管理者は、関係事業者に対し安全規程遵守のための検査、指導を徹底し、また施設の安全管理に万全を期し、事故災害の発生予防に努める。

迅速で円滑な災害応急対策

ア 気象予警報、火災警報等の情報を迅速、的確に伝達するとともに、市民への周知徹底を図る。特に土砂災害等の災害危険区域において災害が発生するおそれがある場合には、住民への周知徹底を図るとともに、速やかに高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保（以下、総称して「避難情報」とする。）を発するなど災害による被害の軽減に努める。

イ 発災直後又は災害が発生するおそれがある場合、迅速、的確な初動体制をとるために、災害に対応した非常配備体制、応急活動対策を早急にとるとともに、発災直後の被害規模及び被害拡大の危険性の早期把握など被害に関する情報の収集、伝達を行う。

また、大規模な被災の場合は、速やかに災害救助法の適用を働きかけるとともに、広域応援を要請する。

ウ 人命救助を最重点とし、被災者に対する救助、救急活動を速やかに実施するとともに、負傷者に対して迅速な医療救護活動を行う。また、同時多発的な火災に対して、市民、自主防災組織、事業所、消防機関が一致協力して消火活動を行うとともに、大規模災害時には、県に対して緊急消防援助隊等の応援を要請する。

エ 被災者の救援のために、安全な避難場所への誘導、避難所の適切な運営管理等の避難収容活動を行うとともに、円滑な救助、救急活動や消火活動を支え、また被災者に緊急物資を供給するための交通規制、輸送対策を実施する。さらには、被災者の生活維持に必要な飲料水、食料、生活必需品等の供給、廃棄物処理、防疫、衛生対策、社会秩序維持のための警備活動、遺体の搜索等、各種の被災者救援活動を行う。

オ 社会諸機能の応急復旧活動として、電力、ガス、上下水道、燃料油、通信の各ライフライン施設や公共土木施設、社会教育施設等の応急復旧対策を速やかに講じるとともに、自宅が被災した避難者救援のための応急住宅対策を実施する。また、応急教育、応急金融対

策を講じるとともに応急復旧活動のための労働力を確保する。

カ 海上、航空、鉄道、道路及び危険物等施設における大規模な事故災害についても、自然災害の場合と同様に、防災関係機関は速やかに初動体制をとり災害応急対策を実施する。

速やかな災害復旧対策

ア 市民生活安定のための緊急対策として、生活相談実施、見舞金支給、被災者生活再建支援金制度の活用など、自立的生活再建を支援する。また、被災した中小企業者、農林漁業者に融資等を通じた支援を行い、早期の事業再建を図る。

イ 被災地域の迅速な復旧を進めるため、激甚災害指定を促進するとともに、災害復旧計画の策定、大規模災害時の指導、助言制度の活用による公共土木施設の災害復旧を図る。

市、県その他の防災機関は、相互に連携をとりつつ、こうした災害対策の基本事項を積極的に推進するとともに、防災機関間、住民等の間、住民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置を講じる。

3 各種計画等の作成

各種計画の作成

本計画及び国の各省庁が別に定める防災業務計画に基づき、市その他の防災関係機関は、それぞれの機関の果たすべき役割、地域の実態を考慮しつつ防災に関する計画を作成、修正する必要がある。また、市地域防災計画の修正にあたっては、本計画に示された市の実施すべき事項を取り入れるとともに、市の自然条件、社会的条件を勘案し、防災の第一線機関として総合的で具体的かつ実践的な計画に修正する必要がある。

行動要領（マニュアル）の作成

市、県その他の防災関係機関は、各機関における防災計画を効果的に推進するため、他部局・機関との連携を図りつつ、次の対策を実行する。

ア 各機関の防災計画に基づく行動要領（マニュアル＝実践的応急活動要領）の作成と、防災訓練を通じての職員への周知徹底。

イ 防災に関する各種計画、マニュアル等の定期的及び適宜の点検。

ウ 他の計画（市及び県の開発計画、財政計画等）について、防災の観点からの各種施策への反映。

第3節

防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

本節は、市及び県並びに市の区域を管轄する災害対策基本法第2条第4項、第5項及び第6項で定義する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者が市域に係る防災に関し処理すべき事務又は業務を示す。

1 防災関係機関等の責務

市、県及び防災関係機関並びに市民、事業所は、本計画に基づき次の防災対策を計画的かつ着実に推進する。

市

- ア 公園、道路等防災空間を計画的に整備するとともに、防災上重要な庁舎、学校、病院等公共建物及び公共土木施設の安全性、耐震性を強化する。
- イ 地域防災拠点施設や防災行政無線を計画的に整備する。
- ウ 災害危険区域等での土砂災害等を未然に防止するため、市民への危険性の周知徹底、避難体制の整備を図る。
- エ 消防防災設備の充実や消防団の活性化等消防力を強化するとともに、消防防災ヘリコプターを活用するため臨時離着陸場を確保する。
- オ 水、食料、生活必需物資等の備蓄、避難所の施設設備の整備充実、ライフライン関係機関との相互連携による各種防災対策を推進する。
- カ 地域の防災力を高めるため、自主防災組織の育成を積極的に推進するとともに、市民に対し研修、広報、訓練を実施し、防災活動の普及啓発に努める。

県

- ア 災害から県土を守るため、山地保全事業、河川保全事業、海岸整備事業等を計画的に推進する。また、防災拠点施設の建設、通信ネットワークの充実強化等施設についても計画的に整備する。
- イ 市町村が実施する地域防災拠点施設及び防災行政無線の整備、消防力の強化等に対し必要な支援を行う。
- ウ 市町村を包括する立場から、災害状況の把握、市町村間の調整等、広域的な総合調整を行う。
- エ 市町村その他の防災関係機関との連携を強化し、総合的な防災対策を推進する。
- オ 県民の自主防災意識の高揚及び防災に関する知識、技術の習得のため、リーダー研修や訓練等自主防災活動の普及啓発に努めるとともに、市町村が推進する自主防災組織の育成を支援する。
- カ 事故災害防止のため、道路、空港等の施設設備の整備を推進する。また、危険物施設等

の安全性の確保のための検査、指導を徹底する。

防災関係機関

ア 市民生活に密着する電力、電話、水道等ライフライン施設の管理者は、迅速な応急復旧活動のため体制整備を図るとともに、施設の安全化について計画的に整備する。

イ 消火、救助活動等を実施する消防、警察、自衛隊及び海上保安部は、必要な防災資機材等を計画的に整備充実するとともに、他の防災関係機関との連携を強化し応急活動の総合力の向上に努める。

ウ 鉄道、バス、航空、船舶等の輸送事業者等は、施設等の安全性の強化、安全運行体制の確立及び防災資機材等の整備充実等の事故災害対策の推進に努める。

市民

ア 「自分の身は自分で守る」という自主防災の観点から、家屋の耐震補強や最低3日分の非常食、飲料水等の備蓄や災害危険区域における自主避難など自ら災害に備えるための対策を講じる。

イ 災害時の被害を最小化するため、地域において相互に協力するとともに、市及び県が行う防災事業に協力し、市民の生命、身体及び財産の安全の確保に努めること。

ウ 「みんなのまちはみんなで守る」ため、自主防災組織の結成、活性化に努める。

エ 自主防災組織が行う防災訓練を通じて、防災活動に必要な知識、技術の習得に努めるとともに、市及び県が実施する総合防災訓練に積極的に協力参加し、地域の防災力の向上に努める。

事業所・企業

ア 事業活動にあたっては、地域社会の一員としての社会的責任を自覚し、災害時の被害を最小化するため最大の努力を払うこと。市及び県の防災都市づくりに積極的に参加し、建築物の耐震・不燃化等に努める。

イ 消防計画等の策定や自衛消防隊の設置、訓練を行い、事業所・企業は、事業所の防災力を向上させるとともに、市及び県が実施する総合防災訓練に積極的に参加し、地域の一員としての総合的な防災活動を推進する。市及び県は、防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うとともに、こうした取組みに資する情報提供等を進める。

ウ 危険物施設等の管理者等は、施設設備の安全性強化等に努め事故災害の防止を図る。

エ 災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、施設の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検、見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努める。

2 防災関係機関等の業務大綱

市

事務又は業務大綱
魚津市防災会議に関すること。 災害対策の組織の整備に関すること。 災害予警報の情報伝達に関すること。 防災行政無線等情報伝達システムの整備に関すること。 避難情報の発令に関すること。 被災状況の情報収集、伝達及び広報、広聴に関すること。 被災者の救助、救護に関すること。 災害時における緊急交通路及び輸送の確保に関すること。 消防活動及び水防活動に関すること。 水道事業の災害対策に関すること。 児童、生徒に対する応急教育に関すること。 公共土木施設及び農業用施設に対する応急措置に関すること。 浸水、土砂崩れ等に対する応急措置に関すること。 飲料水、食料、医薬品、生活必需品の備蓄に関すること。 災害ボランティアの受入調整等に関すること。 自主防災組織の育成指導と地域住民の災害対策の促進に関すること。 要配慮者の避難支援に関すること。

県

事務又は業務大綱
富山県防災会議に関すること。 災害対策の組織の整備に関すること。 災害予警報等の情報伝達に関すること。 災害に関する情報収集、伝達及び広報、広聴に関すること。 被災者の救援、救護に関すること。 自衛隊及び他都道府県に対する応援要請に関すること。 災害時における交通規制及び輸送確保に関すること。 公共土木施設及び農業用施設に対する応急措置に関すること。 浸水、土砂崩れ等に対する応急措置に関すること。 非常食、医薬品、生活必需品の備蓄に関すること。 災害ボランティアの受入調整等に関すること。 児童、生徒、学生に対する応急教育に関すること。 災害時における犯罪の予防、取締りなど社会の秩序維持に関すること。 被災産業に対する融資等に関すること。 市町村等が処理する災害対策の総合調整に関すること。

指定地方行政機関

機関等の名称	事務又は業務大綱
東京管区気象台 富山地方気象台	気象、地象、地動、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること。 気象、地象（地震にあつては、地震動に限る）、水象の予報、警報に関すること。 気象、地象、水象に関する情報の収集及び発表に関すること。
北陸財務局 富山財務事務所	地方公共団体に対する災害融資に関すること。 災害時における金融機関に対する緊急措置の指示に関すること。 主務省の要請による災害復旧事業費査定の立会いに関すること。 災害応急措置の用に供する国有地の無償貸与
北陸農政局 富山県拠点	災害時における応急食糧の確保及び応急供給に関すること。
中部森林管理局 富山森林管理署	森林、治山による災害予防に関すること。 保安林、保安施設、地すべり防止施設等の整備及び防災管理に関すること。 国有林野の火災防止等保全管理に関すること。
北陸信越運輸局 富山運輸支局	災害時における鉄道事業者、軌道事業者、自動車運送事業者の安全運行の確保に関すること。 災害時における自動車の調達、あっせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導に関すること。 自動車運送事業者に対する輸送命令に関すること。 災害時における船舶調達、あっせんに関すること。 災害時における水上輸送及び港湾荷役作業措置に関すること。 船舶及び鉄軌道の事故災害の防止対策に関すること。
大阪航空局 小松空港事務所	災害時における富山空港の措置に関すること。 航空災害の防災対策及び応急措置に関すること。

機関等の名称	事務又は業務大綱
第九管区海上保安本部 伏木海上保安部	海上災害時における救助及び救難に関すること。 海上交通の安全確保及び治安の維持に関すること。 海上災害の防止対策及び応急措置に関すること。 船舶等への気象警報の伝達等に関すること。 災害時における援助に関すること。
北陸総合通信局	電波の監理及び有線電気通信の確保に関すること。 災害時における非常通信の運用監督に関すること。 非常通信協議会の育成指導に関すること。
富山労働局	災害時における工場、事業場の労働災害の防止に関すること。
中部経済産業局 電力・ガス事業 北陸支局	生活必需品、復旧資材等災害関連物資の安定的供給の確保に関すること。 被災商工鉱業事業者の業務の正常な運営の確保に関すること。 被災中小企業の再建に必要な融資あっせんに関すること。 電気、ガス、工業用水の供給確保に関すること。
中部近畿 産業保安監督部 北陸産業保安監督署	火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物の保安に関すること。
北陸地方整備局 富山河川国道事務所 伏木富山港湾事務所	管理河川の改良工事、維持修繕その他の管理、洪水予報及び水防警報に関すること。 管理河川流域の砂防工事に関すること。 富山湾沿岸の海岸保全施設に関する工事に関すること。 ダムの建設工事に関すること。 直轄国道の新設、改築及び修繕工事、維持その他の管理に関すること。 港湾の整備、利用、保全及び管理に関すること。 航路の整備、保全及び管理に関すること。 国が行う海岸汚染の防除に関すること。 港湾に係る海岸の整備、利用、保全、その他の管理に関すること。 土砂災害緊急情報の発表等に関すること。 緊急を要すると認められる場合、協定に基づく適切な緊急対応の実施に関すること。

機関等の名称	事務又は業務大綱
東海北陸厚生局	災害状況の情報収集、連絡調整 関係職員の派遣 関係機関との連絡調整

指定公共機関

機関等の名称	事務又は業務大綱
日本銀行富山事務所	通貨の円滑な供給確保に関すること。 災害時における金融機関に対する金融緊急措置の指導に関すること。
西日本旅客鉄道株式会社 金 沢 支 社	鉄道輸送の安全確保に関すること。 災害時における緊急輸送の確保と災害復旧に関すること。
中日本高速道路株式会社 金 沢 支 社	北陸自動車道及び東海北陸自動車道の維持、管理、修繕、改良及び防災対策並びに災害復旧に関すること。
日本郵便株式会社 北 陸 支 社	災害時における郵便業務の確保に関すること。 災害時における郵便業務に係る災害時特別事務取扱い及び援護対策に関すること。
西日本電信電話株式会社 富 山 支 店	電気通信施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること。 災害時における緊急通話の確保に関すること。
株式会社 N T T ドコモ北陸支社	
K D D I 株式会社 北 陸 総 支 社	
ソフトバンクモバイル株式会社	
日本赤十字社 富 山 県 支 部	災害時における医療救護に関すること。 災害時の血液製剤の供給に関すること。 義援金及び救援物資の募集及び配分のあっせん並びに連絡調整に関すること。 その他、奉仕団が行う炊出しや避難所奉仕等の協力等、災害救護に必要な業務に関すること。

機関等の名称	事務又は業務大綱
日本放送協会 富山放送局	市民に対する防災知識の普及と各種予警報等の周知徹底に関すること。 災害時における情報、応急対策の周知徹底に関すること。 社会事業団等による義援金品の募集の周知に関すること。
北陸電力株式会社 北陸電力送配電株式会社	電力施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること。 災害時における電力供給の確保及び電力融通に関すること。
関西電力株式会社 北陸支社	電力施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること。 災害時における電力供給の確保に関すること。
日本通運株式会社 北陸東支店	災害時における緊急輸送の確保に関すること。
独立行政法人 国立病院機構	災害時における医療救護班の編成及び派遣に関すること 所管の県内施設及び近県施設による罹災疾病者の収容、治療に関すること 前記の活動について、必要と認める場合には東海北陸ブロック事務所として医療救護班の活動支援にあたらせる。

自衛隊

機関等の名称	事務又は業務大綱
陸上自衛隊第14普通科連隊 陸上自衛隊第382施設中隊 海上自衛隊舞鶴地方総監部 航空自衛隊第6航空団	災害時における人命、財産の保護のための部隊の派遣に関すること。 災害時における応急復旧活動に関すること。

指定地方公共機関

機関等の名称	事務又は業務大綱
鉄軌道・バス事業会社等 〔富山地方鉄道(株) あいの風とやま鉄道(株)〕	鉄道、軌道施設の整備と安全輸送の確保に関すること。 災害時における緊急輸送の確保と災害復旧に関すること。 災害時における被災地との交通の確保に関すること。
ガス供給事業会社等 〔日本海ガス(株) (一社)日本コミュニティガス協会北陸支部 (一社)富山県エルピーガス協会〕	災害時におけるガスの安定供給の確保に関すること。 ガス施設の防護管理及び災害時の応急措置並びに復旧に関すること。 市民に対する災害時のガス事故防止に係る緊急措置等の周知徹底に関すること。

機関等の名称	事務又は業務大綱
自動車運送事業会社 〔(一社)富山県トラック協会〕	災害時における生活必需物資、産業用資材の緊急輸送の確保に関すること。 災害時における輸送用、作業用車両及び荷役機械の確保と緊急出動に関すること。
報道機関 (株)北日本放送 (株)富山テレビ放送 (株)チューリップテレビ (株)北日本新聞社 富山新聞社 富山エフエム放送(株)	市民に対する防災知識の普及と各種予警報等の周知徹底に関すること。 災害時における情報、応急対策等の周知徹底に関すること。
(公社)富山県医師会 (公社)富山県看護協会 (公社)富山県薬剤師会 (一社)富山県歯科医師会	災害時における医療救護活動に関すること。
(福)富山県社会福祉協議会	災害時におけるボランティアの受け入れ及び派遣に関すること。
土地改良区	水門、水路、ため池等の施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること。
指定水防管理団体	水防施設、資機材の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること。

その他の公共団体及び防災上重要な施設の管理者

機関等の名称	事務又は業務大綱
農業協同組合、 漁業協同組合等 農林漁業関係団体	市が行う農林漁業関係の被害調査及び応急対策に対する協力に関すること。 農作物、林産物等の被害応急対策についての指導に関すること。 被災農家に対する融資又はそのあっせんに関すること。 共同利用施設の災害応急対策及び復旧に関すること。 飼料、肥料等の確保対策に関すること。 林野火災の予防に関すること。
商工会議所 商工業関係団体	市が行う商工業関係被害調査、融資希望者の取りまとめ、融資あっせん等の協力に関すること。 災害時における物価安定についての協力に関すること。 救助用物資、衛生医薬品、復旧資材等の確保についての協力及びこれらのあっせんに関すること。

機関等の名称	事務又は業務大綱
(福)魚津市社会福祉協議会	市が実施する災害救助金品の募集、被災者の救援その他応急対策についての協力に関すること。 ボランティアとの連携に関すること。
病院等医療施設の管理者	避難所の確保と避難訓練の実施に関すること。 災害時における負傷者の医療救護、助産及び収容患者に対する医療の確保に関すること。
社会福祉施設の管理者	避難所の確保と避難訓練の実施に関すること。 災害時における入所者の安全の確保に関すること。 災害時における緊急入所者の受入れに関すること。
株新川インフォメーションセンター 株新川コミュニティ放送	市民に対する防災知識の普及と各種予警報等の周知徹底に関すること。 災害時における情報、応急対策等の周知徹底に関すること。

第4節 自然的特長、社会的要因と災害記録

1 位置・面積

本市は、富山県の北東部に位置し、北と東は黒部市、南は上市町、西は滑川市に接しており、北西部は富山湾に面している。

片貝川、角川、早月川によって形成された扇状地に、南東から北西に向って細く展開する本市が位置しており、面積は200.61km²である。

本市の南東部は、最大標高2,415mに達する山岳地帯で立山連峰に連なり、市域の約7割が標高200m以上の山地である。

また、富山湾に面する海岸線の延長は約8kmあり、比較的平坦だが、海底は急傾斜による一大深層を形成している。



位置		広さ		面積・海岸線・標高	
北緯 東経	36°40'21" ~ 36°51'40" 137°22'56" ~ 137°36'41"	東西南北	20.5km 20.9km	面積	200.61km ²
				海岸線	8.18km
				標高(最高)	2,415m

2 自然的特性

気象概要

春

冬から夏の転換期で、初めは天気変化が激しいが次第に春めいてくる。

発達した低気圧が日本海を通ることが多く、通過時には強風が吹き荒れる。また、フェーン現象によって気温の著しい上昇、空気の乾燥、雪解け出水、雪崩等が発生しやすい。

夏

梅雨の前半は梅雨前線が太平洋側にあることが多いため、比較的穏やかな天気が続くが、後半は梅雨前線が日本海側まで北上して、大雨に見舞われることが多くなる。

梅雨明け後は太平洋高気圧に覆われて安定した暑い日が続くが、熱雷や前線によって、短時間の強雨や落雷等が発生しやすい。

秋

移動性の高気圧に覆われて澄みきった秋晴れの日が現れるようになるが、秋雨前線や台風の影響を受けて、曇りや雨のぐずついた天気が続くこともある。

晩秋には、大陸から寒気が流れ込むようになり、山岳方面で降雪が始まり、平地では肌寒いしぐれ模様の天気となる。

冬

西高東低の冬型の気圧配置に支配され、曇りや雪の日が多くなる。

日本海の上空に強い寒気が流れ込むと、雪の降る日が続く、時々大雪に見舞われる。海上は波の高い日が多く、特に北海道の東海上で低気圧が非常に発達したときには、「寄り周り波」と呼ばれる、富山湾特有の高波が押し寄せることがある。

魚津 平均値（年・月ごとの値）

単位	降水量 mm	平均気温	最高気温	最低気温	平均風速 m / s	日照時間 時間	降雪の深さ合計 cm	積雪の深さ最大 cm
統計期間	1981～2010	1981～2010	1981～2010	1981～2010	1981～2010	1988～2010	1981～2010	1981～2010
資料年数	30	30	30	30	15	23	30	30
1月	261.4	2.6	6.0	-0.4	2.3	62.4	166	30
2月	169.1	2.7	6.4	-0.6	2.3	87.2	140	58
3月	173.7	5.8	10.3	1.8	2.3	131.5	38	54
4月	152.9	11.7	16.7	6.9	2.2	172.6	3	23
5月	173.3	16.5	21.4	12.0	1.9	187.9	0	2
6月	196.4	20.4	24.7	16.7	1.6	138.4	0	0
7月	264.5	24.3	28.5	20.9	1.6	141.1	0	0
8月	174.6	25.8	30.4	22.0	1.7	200.6	0	0
9月	241.8	21.7	26.1	18.1	1.8	134.0	0	0
10月	193.6	16.0	20.7	12.0	1.9	142.9	0	0
11月	262.0	10.5	15.0	6.5	2.2	100.6	1	0
12月	266.5	5.7	9.5	2.2	2.4	67.4	54	25
年	2544.0	13.6	18.0	9.9	2.0	1580.3	---	---

（出典：富山地方気象台ホームページ）

3 社会的要因

近年、都市化、高齢化、国際化、情報化等社会構造の変化により災害脆弱性の高まりがみられ、国、公共機関、県、市、防災関係機関等は、これらの変化に十分配慮しつつ防災対策を推進する必要がある。

人口・世帯

本市の総人口は、昭和27年の市制施行時の45,609人から昭和60年の49,825人まで増加してきていたが、それ以降減少に転じ、令和2年の国勢調査では、40,535人（県人口の3.9%）となっている。また、世帯あたりの人員数も減少の一途をたどっており、一人暮らし世帯の増加や、高齢者のみの世帯が増加している。

人口減少と高齢化が著しい山間の過疎地域を有する一方、中心市街地においては人口の空洞化現象が起こっており、災害時における初動体制及び避難体制等防災対策に影響が大きいと予想される。

都市構造の変化

早くから市街化が進んだ沿岸部では木造老朽建物が密集している。また、大火から50年以上経過した火災復興地区の建物の老朽化も進んでおり、大規模な地震が発生した場合には、これらの建物が倒壊し道路を塞ぎ、交通を遮断してしまうおそれがあることに注意する必要がある。

生活環境の変化

ライフライン、コンピューター、情報通信ネットワーク、交通ネットワーク等への依存度の増大が見られるが、これらの災害発生時の被害は、日常生活、産業活動に深刻な影響をもたらす。このため、これらの施設の耐震化を進めるとともに、補完的機能の充実が必要である。

コミュニティ活動の停滞

都市化の進展などに伴い、特に新興住宅地においては地域の連帯感が希薄化し、自治会活動をはじめとした地域コミュニティ活動の停滞が指摘されているところである。地域において、被害を少しでも軽減するためには、「みんなのまちはみんなで守る」という地域における事業所や市民一人ひとりの防災意識の向上とともに、自主防災組織の育成等により、地域における防災行動力の向上が必要である。

要配慮者の増加

高齢者（とりわけ一人暮らしの高齢者）、障害者、外国人等の要配慮者が増加していることから、防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導、救護・救済対策等防災の様々な場所において、要配慮者に配慮したきめ細かな施策を、他の福祉施策との連携の下に行う必要がある。

男女共同参画の視点を取り入れた防災

男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する

必要がある。

4 災害記録

市域並びに市民の生命、身体及び財産に被害を及ぼした主な災害は、「資料1 災害記録等に関する資料」に示すとおりである。

第5節 災害の危険性

1 地震の適切な設定と対策の基本的考え方

最大クラスの地震の想定

市は、地震災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を想定し、その想定結果に基づき対策を推進する。

地震の想定にあたっては、古文書等の資料の分析、地形・地質の調査などの科学的知見に基づく調査を通じて、できるだけ過去に遡って地震の発生等をより正確に調査する。なお、地震活動の長期評価を行っている地震調査研究推進本部と連携する。

被害想定

国、県及び市は、被害の全体像の明確化及び広域的な防災対策の立案の基礎とするため、具体的な被害を算定する被害想定を行う。その際、今後の防災対策の推進による被害軽減効果をできるだけ定量的に示すことができるよう検討するとともに、地域性の考慮、複数の被害シナリオの検討等に留意する。また、自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定やシナリオには一定の限界があることに留意する。とりわけ、大規模地震は、想定される被害が甚大かつ深刻であるため、発生までの間に、国、県、市、関係機関、住民等が、様々な対策によって被害軽減を図ることが肝要である。県、市においては、地域の特性を踏まえた被害想定を実施し、それに基づく減災目標を策定し、国の協力のもと、関係機関、住民等と一体となって、効果的かつ効率的な地震対策の推進に努める。

2 地震災害の危険性

活断層

断層とは、ある面を境に両側のずれ（くい違い）のみられる地質現象をいい、その中で、地質時代でいう第四紀（約180万年前から現在の間）において繰り返し活動し、将来も活動する可能性のあるものを特に活断層という。

全国の主要な活断層については、文部科学省地震調査研究推進本部地震調査委員会（以下「地震調査研究推進本部」）において、活動間隔や地震の発生可能性等（場所、規模、発生確率）を評価し、随時公表している。

現在公表されている県内の活断層については、次のとおりである。

ア 跡津川断層帯

跡津川断層帯は、富山県中新川郡立山町から旧大山町、岐阜県飛騨市を経て大野郡白川村に至る断層帯である。全体の長さは約69kmで、ほぼ東北東 - 西南西方向に延びる。本断層帯は、右横ずれを主体とする断層帯で、北西側隆起成分を伴う。平均的な右横ずれの速度は約2～3m/千年、最新の活動は1858年（安政5年）の飛越地震であったと推定される。その際には、約4.5～8mの右横ずれが生じた可能性がある。また、平均活動間隔は約2,300年～2,700年と推定される。



イ 牛首断層帯

牛首断層帯は、富山県旧大山町から、旧大沢野町、旧細入村、岐阜県飛騨市、富山県南砺市を経て、岐阜県大野郡白川村に至る断層帯である。長さは約54kmで、ほぼ北東 - 南西方向に延びており、右横ずれを主体とする断層帯である。最新活動時期は11世紀以後、12世紀以前、平均活動間隔は約5,000年～7,100年と推定される。



ウ 庄川断層帯

庄川断層帯は、石川県金沢市東部から、富山県旧福光町、旧上平村、岐阜県大野郡白川村、旧荘川村を経て、郡上市北部に至る断層帯で、加須良断層、白川断層、三尾河断層及び森茂断層から構成される。全体の長さは約67kmで、ほぼ北北西 - 南南東に延びる。本断層帯は左横ずれを主体とし、加須良断層では東側隆起成分、白川断層と三尾河断層では西側隆起成分を伴う。最新活動時期は11世紀以後、16世紀以前と推定され、平均活動間隔は約3,600～6,900年の可能性がある。



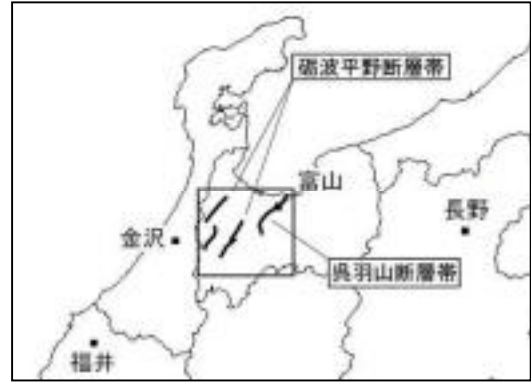
エ 呉羽山断層帯

呉羽山断層帯は、地震調査研究推進本部の長期評価では、北東端が海域まで延びる可能性があることから、長さ約22km以上とされているが、平成23年5月に発表された「呉羽山断層帯（海域部）成果報告書（富山大学、地域地盤環境研究所）」では、海域で実施した音波探査の結果、海域部分の全長12.7km、総延長約35kmとされた。



呉羽山断層帯分布図（海域部）
（富山大学地域地盤環境研究所）

本断層帯は、断層の北西側が南東側に対し相対的に隆起する逆断層である。平均的な上下方向のずれの速度は0.4～0.6m / 千年程度、最新の活動は約3,500年前以後、7世紀以前であった可能性がある。また、既往の研究成果による直接的なデータではないが、経験則から求めた1回のずれの量と平均的な上下方向のずれの速度に基づくと、平均活動間隔は3,000～5,000年程度であった可能性がある。



オ 砺波平野断層帯（西部・東部）

砺波平野北西縁の高岡市から南砺市に至る砺波平野断層帯西部と、砺波平野南東縁の砺波市から南砺市に至る砺波平野断層帯東部からなる。

砺波平野断層帯西部は、長さ約26kmで、概ね北東 - 南西方向に延る。本断層帯は、断層の北西側が南東側に対し相対的に隆起する逆断層で、石動断層と法林寺断層から構成される。本断層帯のうち法林寺断層における平均的な上下方向のずれの速度は、0.3～0.4m / 千年程度以上、最新の活動は、約6,900年前以降、1世紀以前、平均活動間隔は約6,000～12,000年もしくはこれらよりも短い間隔であったと推測される。石動断層については、過去の活動に関する資料は得られていない。

砺波平野断層帯東部は、長さ約21kmで、北北東 - 南南西方向に延び、高清水断層からなる。本断層帯は、断層の南東側が北西側に対し相対的に隆起する逆断層である。平均的な上下方向のずれの速度は、0.3～0.4m / 千年程度、最新の活動は約4,300年前以降、約3,600年前以前、平均活動間隔は3,000～7,000年程度であったと推定される。

カ 魚津断層帯

魚津断層帯は、富山県下新川郡朝日町から同郡入善町、黒部市、魚津市、滑川市を経て、中新川郡上市町に至る断層帯である。全体の長さは約32kmで、概ね北北東 - 南南西方向に延びる。本断層帯は断層の南東側が北東側に対して相対的に隆起する逆断層からなり、北東端付近では右横ずれを伴う。平均的な上下方向のずれの速度は、約0.3m



/ 千年以上の可能性があり、また、野外調査から直接得られたデータではないが、経験則から求めた1回のずれの量と平均的なずれの速度に基づくと、平均活動間隔は8,000年程度以下の可能性がある。

魚津断層帯分布図



「魚津断層帯の長期評価について」地震調査研究推進本部

【魚津断層帯の将来の活動】

魚津断層帯は、全体が1つの区間として活動する場合、マグニチュード7.3程度の地震が発生すると推定される。その際には、断層近傍の地表面では断層の南東側が北西側に対して相対的に2～3m程度高まる段差や^{たわ}れが生じる可能性がある。本断層帯では、最新活動時期が特定できていないことから、通常の活断層評価とは異なる手法により地震発生^のの長期確率を求めている。そのため信頼度は低い^が、将来このような地震が発生する長期確率は表2に示すとおりであり、本断層帯は、今後30年の間に地震が発生する可能性が、我が国の主な活断層の中では、やや高いグループに属することとなる。

【今後に向けて】

魚津断層帯は、その中央部における地表変形に対応する地下の断層面が既往の反射法弾性波探査では確認できていない。このため、さらに探査を実施し、断層面の地下形状を明らかにす

る必要がある。

また、過去の活動に関する資料がほとんど得られていない。したがって、過去の活動履歴を明らかにするために基礎的なデータを集積する必要がある。

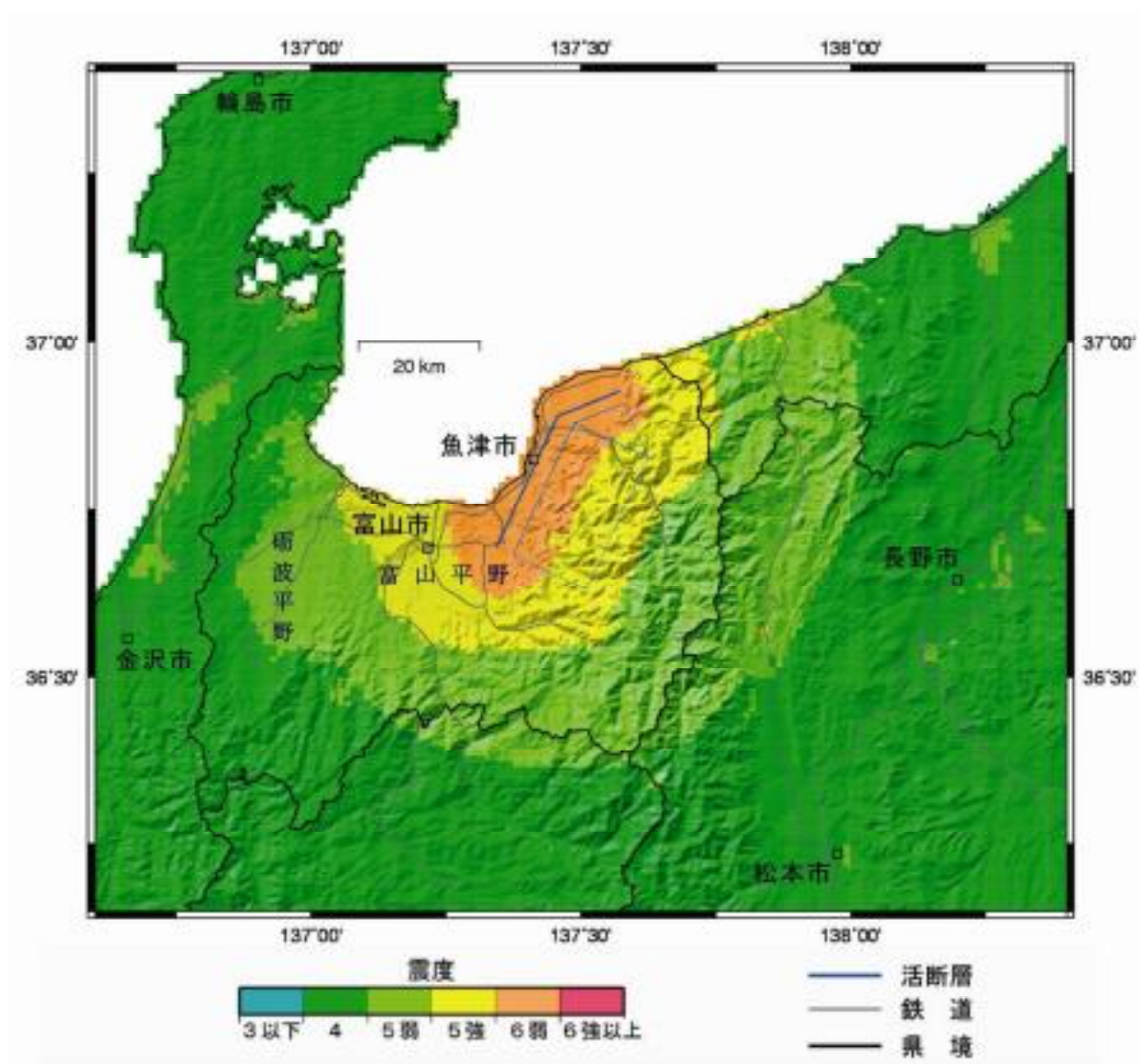
表1 魚津断層帯の特性

項目	特性	信頼度
1. 断層帯の位置・形態		
(1)断層帯を構成する断層	不動堂断層、魚津断層、石垣平断層、大浦断層など	
(2)断層帯の位置・形状	地表における断層帯の位置・形状 断層帯の位置 (北東端)北緯36°55' 東経137°34' (南西端)北緯36°41' 東経137°22' 長さ 約32km	中程度 中程度 中程度
	地下における断層面の位置・形状 長さ及び上端の位置 地表での長さ・位置と同じ 上端の深さ 0 km 一般走向 N30°E 傾斜 南東傾斜 幅 不明	中程度 高い 中程度 中程度
(3)断層のずれの向きと種類	南東側隆起の逆断層 (北東端付近では右横ずれ成分を伴う)	中程度
2. 断層帯の過去の活動		
(1)平均的なずれの速度	約0.3m/千年以上(上下成分)	低い
(2)過去の活動時期	不明	
(3)1回のずれの量と平均活動間隔	1回のずれの量 2～3m程度(上下成分)	低い
	平均活動間隔 8,000年程度以下	低い
(4)過去の活動区間	断層帯全体で1区間	中程度
3. 断層帯の将来の活動		
(1)将来の活動区間及び活動時の地震の規模	活動区間 断層帯全体で1区間 地震の規模 マグニチュード7.3程度 ずれの量 2～3m程度(上下成分)	中程度 中程度 低い

表2 魚津断層帯の将来の地震発生確率

項目	将来の地震発生確率	備考
今後 30年以内の地震発生確率	0.4%以上	過去の地震に関する信頼できるデータの充足度が非常に低く、これを用いて求めた発生確率等の値の信頼性が低い。 このため、今後の新しい知見により値が大きく変わる可能性が高い。または、最新活動時期のデータが得られていないため、現時点における確率値が推定できず、単に長期の平均値を確率としている。
今後 50年以内の地震発生確率	0.6%以上	
今後100年以内の地震発生確率	1%以上	
今後300年以内の地震発生確率	4%以上	

《参考》魚津断層帯の地震による予測震度分布



長さ32kmの魚津断層帯が一度に活動した場合、その地震の規模（マグニチュード）は、7.3程度になると推定されている。上の図はこのような地震が発生した場合に予測される震度分布を示している。

魚津断層帯沿いの朝日町から立山町及び富山市北部にかけて、震度6弱の強い揺れに見舞われることが分かる。また、その周辺の新潟県糸魚川市から高岡市にかけての広い範囲で震度5強となるほか、富山県のほぼ全域と石川県、長野県、岐阜県の一部でも震度5弱のゆれとなることが予測されている。

なお、実際の揺れは、予測されたものよりも1～2ランク程度大きくなる場合がある。特に活断層の近傍などの震度6弱の場所において、震度6強以上の揺れになることがある。

従って、魚津断層帯に起因する直下型地震が発生した場合には、さらに大きな被害が発生することが予測されるので、事前の備えが非常に重要である。

【富山県に関わる活断層の地震評価（地震調査研究推進本部）】

地震調査研究推進本部は、全国の主要な110の内陸型の活断層や海溝型地震の活動間隔、次の地震の発生可能性等を評価している。

富山県に関わる活断層の地震評価として、平成14年12月（平成20年5月一部改訂）に砺波平野断層帯・呉羽山断層帯、平成16年9月に跡津川断層帯・庄川断層帯、平成17年3月に牛首断層帯、平成19年5月に魚津断層帯の長期評価結果が公表されている。

地震発生確率では、砺波平野断層帯東部及び呉羽山断層帯は「高いグループ」、砺波平野断層帯西部及び魚津断層帯は「やや高いグループ」に属する。（30年以内の地震発生確率が3%以上は「高いグループ」、0.1%以上～3%未満を「やや高いグループ」としている。）

活断層名	地震規模	地震発生確率 (30年内)	平均活動間隔	最新活動時期
砺波平野断層帯西部 (石動、法林寺断層)	M7.2	ほぼ0%～2% もしくはそれ以上	約6,000年～12,000年 もしくはそれ以下	約6,900年前 ～1世紀
砺波平野断層帯東部 (高清水断層)	M7.0	0.04%～6%	3,000年～7,000年程度	約4,300年前 ～3,600年前
呉羽山断層帯	M7.4	ほぼ0%～5%	3,000年～5,000年程度	約3,500年前 ～7世紀
跡津川断層帯	M7.9	ほぼ0%	約2,300年～2,700年	1858年 飛越地震
庄川断層帯	M7.9	ほぼ0%	約3,600年～6,900年	11～16世紀
牛首断層帯	M7.7	ほぼ0%	約5,000年～7,100年	11～12世紀
魚津断層帯	M7.3	0.4%以上	8,000年程度以下	不明

《参考》その他本県に影響を及ぼす活断層

活断層名	地震規模	地震発生確率 (30年内)	平均活動間隔	最新活動時期
森本・富樫断層帯	M7.2	ほぼ0%～6%	約2,000年	約2,000年前 ～200年前
邑知潟断層帯	M7.6	2%	約1,200年 ～1,900年程度	約3,200年前 ～9世紀

【森本・富樫断層帯（もりもと・とがし）】

森本・富樫断層帯は、石川県河北郡津幡町から金沢市を経て石川郡鶴来町に至る、長さ約26kmの断層帯で、断層帯の東側が西側に乗り上げる逆断層である。

【邑知潟断層帯（おうちがた）】

邑知潟断層帯は、石川県七尾市から鹿島郡中能登町、羽咋市、羽咋郡宝達志水町を経て、かほく市に至る断層



帯である。全体の長さは約44 kmで、ほぼ北東 - 南西方向に延びる。本断層帯は、断層の南東側が北西側に対して相対的に隆起する逆断層である。

《参考》1995 年（平成 7 年）兵庫県南部地震発生直前における確率

活断層名	地震規模	地震発生確率 (30 年内)	平均活動間隔	最新活動時期
六甲・淡路島断層帯主部 淡路島西岸区間 「野島断層を含む区間」	M7.3	0.02% ~ 8%	約 1,700 年 ~ 3,500 年	

《参考》2011 年（平成 23 年）東北地方太平洋沖地震発生直前における確率

活断層名	地震規模	地震発生確率 (30 年内)	平均活動間隔	最新活動時期
東北地方太平洋沖地震	M9.0	10% ~ 20%	600 年程度	約 500 ~ 600 年前

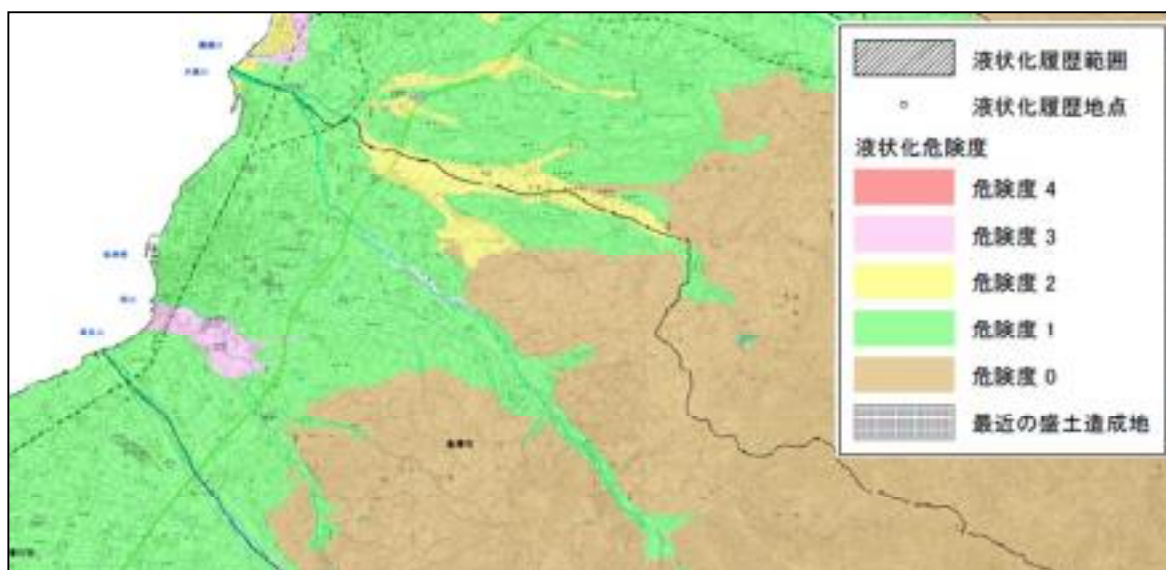
液状化

液状化は、地下 2 ~ 3 m の浅い位置に砂がふんわりとたまっていて締め固まっていない砂層が存在する砂地盤で、その緩い砂の層が地下水に満たされている場所で、強い揺れに見舞われた場合に発生するとされている。

また、旧河道、盛土地、砂丘間低地等が液状化しやすい地形とされている。

液状化した地盤は、重いものは沈み軽いものは浮上するとともに、地盤が低い方へ流れる側方流動を起こす場合もある。

国土交通省北陸地方整備局と公益社団法人地盤工学会北陸支部が、土地（地盤）の性質としての液状化しやすいの傾向を示すために作成した「富山県内液状化しやすいマップ」によれば、角川に分布する氾濫平野が危険度 3（液状化の可能性がある）、布施川に分布する氾濫平野が危険度 2（液状化の可能性が低い）とされている。



『富山県内液状化しやすいマップ（魚津市近傍）』（平成 25 年 10 月作成）
（国土交通省北陸地方整備局、公益社団法人地盤工学会北陸支部）

3 津波災害の危険性

魚津市では、呉羽山断層帯による地震発生時に浸水面積及び津波高が最大となると予想されており、この場合、富山湾に面する海岸域のほぼ全域が浸水する危険性がある。

呉羽山断層帯による津波では、浸水面積が最大で0.7km²、最大津波水位は5.5m、最大津波高到達時間は2分と予測されている。

浸水想定区域図（津波）



4 水害の危険性

河川氾濫等

片貝川、早月川は、急峻な山地を水源とし、水源から河口の富山湾までの距離が短いため、急流で流域面積も小さいのが特徴である。片貝川及び早月川は土砂の供給量が多く、扇状地が発達している。扇状地表面上で破堤した場合、洪水流は面上に刻まれた旧河道沿いに流下する。旧河道部は、周辺部より低く、表流水が集まりやすいため被害を受けやすいといえる。

布施川及び角川は、土砂の供給が少ないため扇状地は発達せず、河床勾配は緩い。しかし、片貝川や早月川と比較して地盤高が低く、谷底平野・氾濫平野が分布して排水能力が低いため、洪水被害を受けやすい。

また、川幅が狭く流れも急な鴨川のほか、市内には多数の排水路や用水路、準用河川があり、河川や水路の狭窄部や合流部、暗渠部等では排水不良を原因とする氾濫や浸水災害が多くみられ、また集中豪雨による都市型の浸水被害が発生する可能性が高いといえる。

〔浸水想定区域図対象河川の概要〕

ア 早月川

早月川は、その源を剣岳(2,999m)に発し、上市町を抜けて滑川市と魚津市との市境を流れて富山湾に注ぐ延長約50km、流域面積約134km²の二級河川である。

イ 角川

角川は、延長15.5kmと比較的小さな河川であるが、市街地を流れているため昔から洪水のたびに災害を受け、近年では昭和27年、39年、44年に特に大きな被害があった。

ウ 鴨川

鴨川は、魚津市貝田新地先に位置する二級河川片貝川黒谷頭首工からの取水を源とし、北陸自動車道、国道8号、あいの風とやま鉄道及び富山地方鉄道を横断し、富山湾に注ぐ延長約3.9km、流域面積約3.3km²の二級河川である。鴨川は、川幅が狭く流れも急であり、これまでも洪水による被害がたびたび発生してきた。主な洪水には、平成元年7月豪雨、平成6年8月豪雨などがあり、平成10年7月30日の豪雨では、市街地において床上・床下浸水、主要道路の通行止めなどの被害が発生した。

エ 片貝川

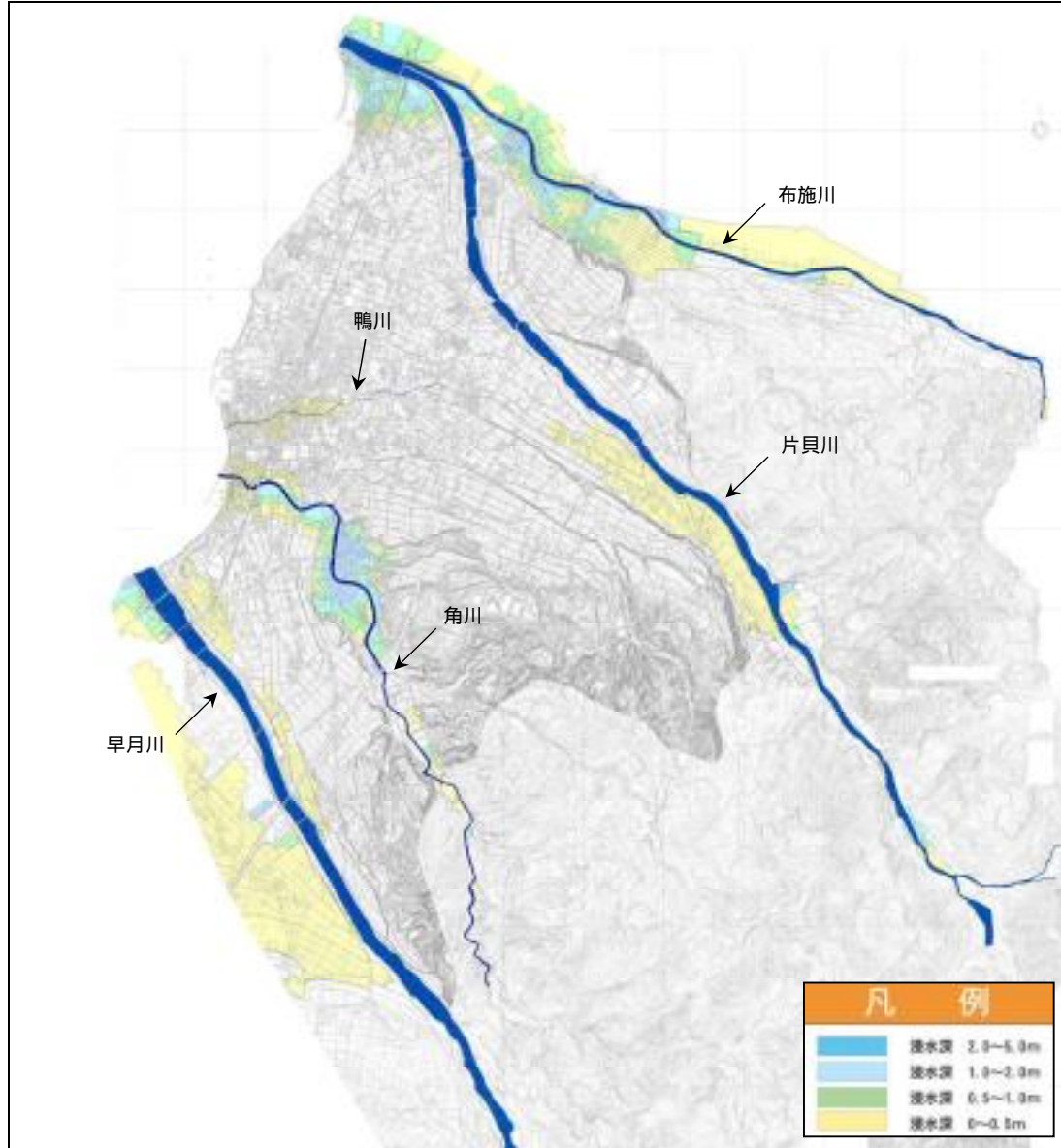
片貝川は、その源を北アルプスの毛勝山(標高2,414m)に発し、南又谷・東又谷を合わせ、河口付近で右支川布施川を合わせて富山湾に注ぐ延長約27km、流域面積約169km²の二級河川である。片貝川の平均河床勾配は1/12であり、日本屈指の急流河川である。このため昔より河川の氾濫とそれに伴う河道の変遷を繰り返してきた。昭和27年7月、昭和44年8月の豪雨による洪水では、堤防の決壊や橋りょうの流失、床上・床下浸水、農地流失等の大被害を受けた。

オ 布施川

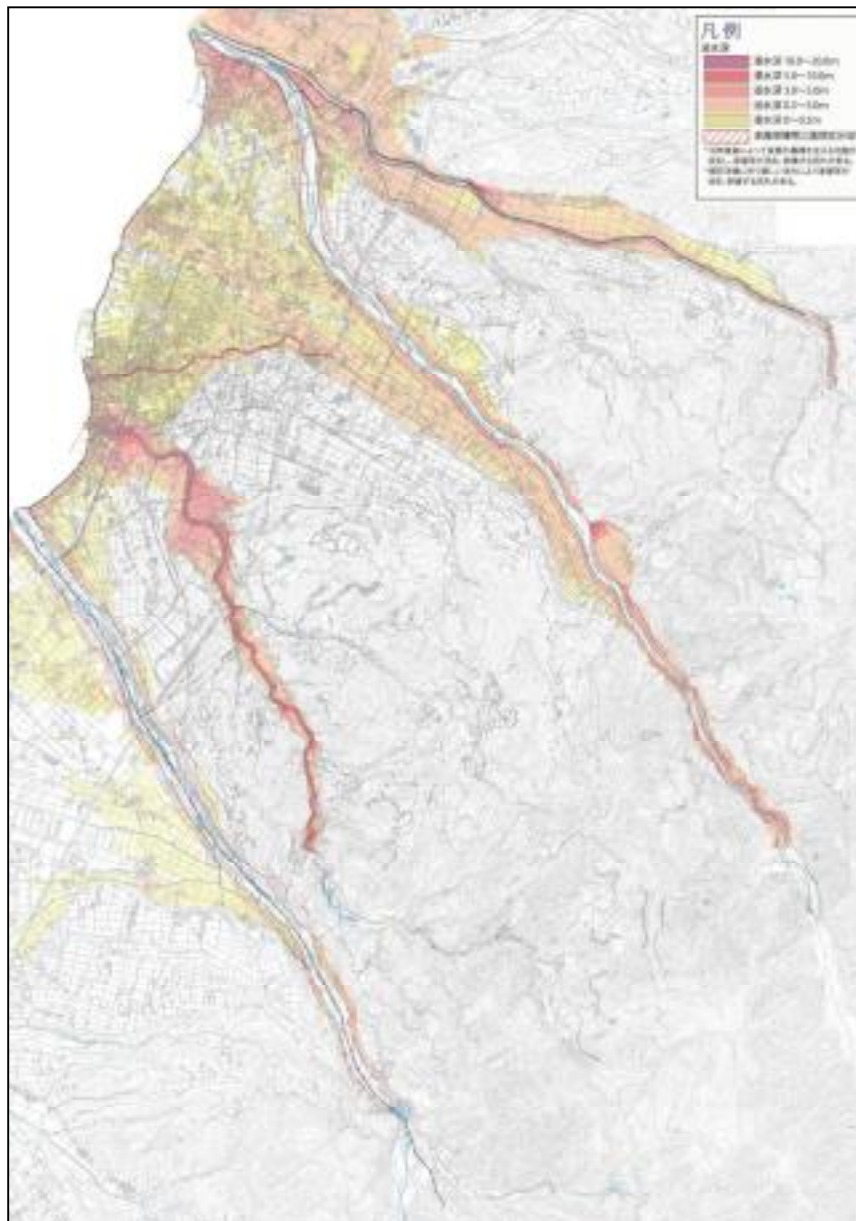
布施川は、その源を僧ヶ岳(1,855m)、鳥帽子山(1,274m)に発し、黒部市と魚津市との市境

を流れ富山湾の手前1km地点で片貝川に合流する片貝川の右支川である。

浸水想定区域図（洪水）【計画規模（50年確率）】



浸水想定区域図（洪水）【想定最大規模（1000年確率）】



高波

低気圧が発達しながら北日本の東海上で停滞した際に、北海道西方海上で発生した高波（風波）がうねりとなって南へ伝播し、富山湾の海岸で急に水深が浅くなることにより波が変形し、波高が高くなる。この富山湾特有の高波は、特に「寄り回り波」と呼ばれ、沿岸部に浸水・流失の被害が生じる危険性がある。

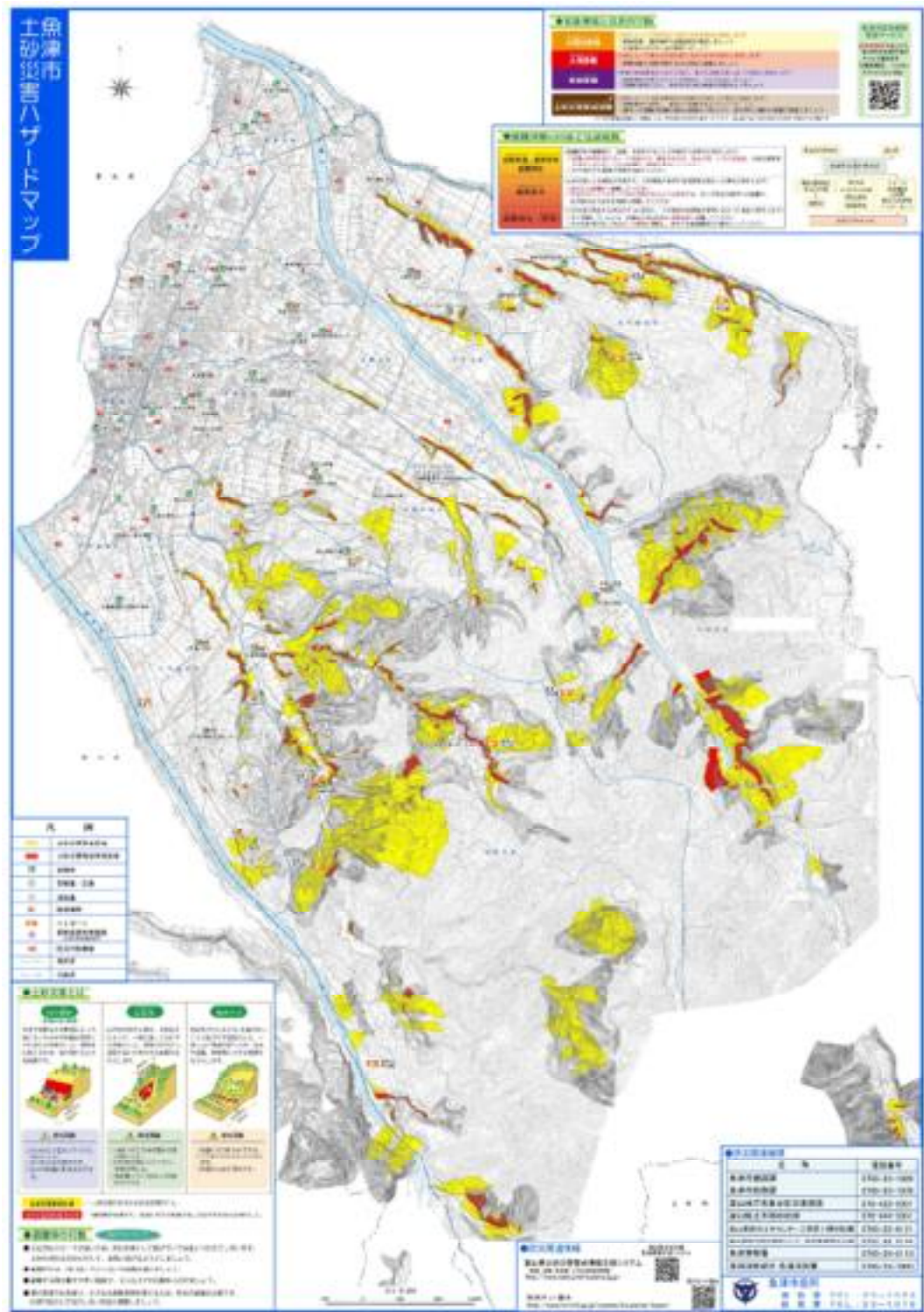
高潮

高潮による直接の被害の可能性は低いものの、低気圧等による潮位の上昇や降雨による河川上昇等の条件によっては、沿岸部河川沿いで内水による浸水被害がでる可能性がある。

5 土砂災害の危険性

土砂災害の中で最も人的被害が多いものは、急傾斜地災害であり、次いで土石流災害、地すべり災害の順である。土砂災害は、発生が事前に予測しにくいこと、発生した場合は一瞬にして多数の死傷者を伴うことなどが特徴である。市内にはこうした土砂災害の危険性があると位置づけされている箇所が多数ある。特に、片貝川及び角川中流域沿いに集中している。

土砂災害危険箇所



6 雪害の危険性

大雪は、山地に多く降る山雪と平野部を中心として降る里雪に大別されるが、山・里ともに大雪となることも少なくない。雪質は湿り気が多いのが特徴である。また、年末から年始、1月半ば前後、節分頃には大雪に見舞われることが多いので特に注意が必要である。

積雪、降雪により、道路をはじめとして各種の交通に支障をきたすことや家屋等の損壊被害が発生するなど地域経済社会に与える影響が大きい。特に、山間部にあっては、雪崩の発生、人家への被害や孤立集落が発生する可能性も危惧される。

7 事故災害等の危険性

公共交通機関の利便性がさほど高くない本市において、移動は自家用車が基本であり、商用車も含めて自動車に依存する部分は多いものがあり、事故災害に繋がる可能性や、他の災害において交通混乱を引き起こし被害が拡大することが懸念される。

また、大規模火災の要因となる危険物施設の分布状況は、道下、加積、下野方の各地区の市街地部に集中している。特に道下地区の工業地域と下野方地区の準工業地域に集積が著しい。本市の市街地は、商業・工業地域と住居系の土地利用が混在していることから、火災等の事故が発生した場合、周辺地域まで巻き込んだ大きな被害が予想される。

さらに、本市は山林が7割を占めることから、潜在的に林野火災が発生する可能性があるといえる。

第6節 被害想定

地震には、海洋型地震と内陸型地震があるが、過去の記録から、富山県に影響を及ぼすおそれのある地震は、跡津川断層をはじめとする大規模な活断層による内陸の直下型地震が考えられている。

地震の被害想定は、富山県内でこのような直下型地震が起きた場合において、本県の自然条件及び社会条件を反映させた上で、被害がどの程度予想されるかをマクロ的に把握し、今後の地震対策を推進するための基礎資料とするものである。

1 地震の想定

本計画による地震の想定については、富山県の行った地震調査研究事業の結果や地震調査研究推進本部等の公表資料を踏まえ、跡津川断層、呉羽山断層帯及び法林寺断層を震源とする地震が発生した場合を想定し、被害想定を行う。

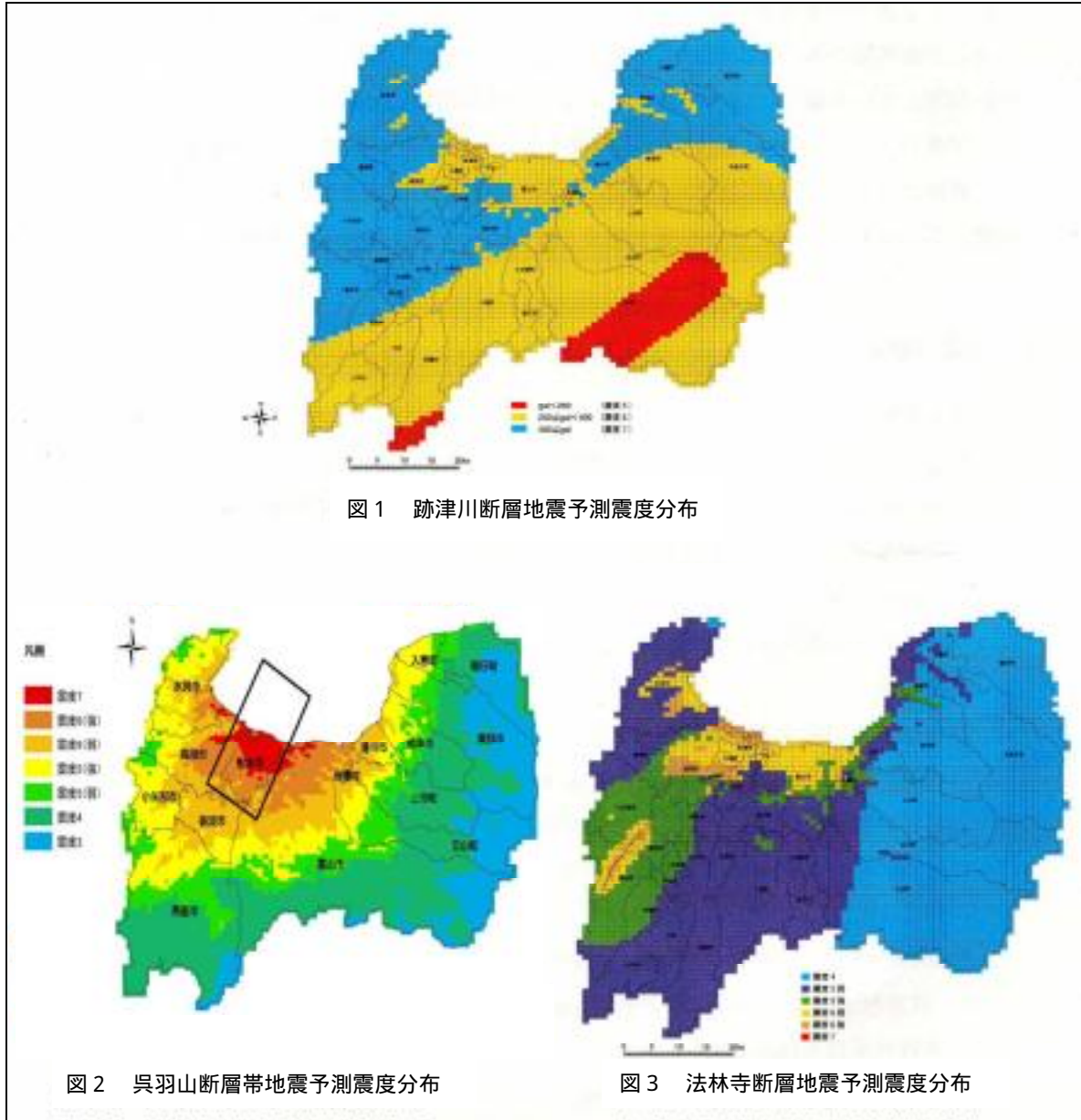
2 地震被害の想定

跡津川断層、呉羽山断層、法林寺断層を震源とする直下型地震が発生した際の、富山県全域の震度分布、液状化危険度を示す。跡津川断層及び法林寺断層では、県下を約1kmメッシュに分割し、呉羽山断層では、県下を約250mメッシュに分割して被害想定を行う。

3 地震被害想定概要

予想震度分布

地震の予測震度は、図1～図3のとおりであり、本市の震度分布は震度4～6弱を示している。



- 図1 『地震調査報告書（平成8年）』（富山県）
 図2 『富山県地震被害想定等調査業務（平成23年）』（富山県）
 図3 『地震調査報告書（平成13年）』（富山県）

地盤の液状化

地盤の液状化については、図4～図6（「液状化判定結果図」）のとおりであり、本市では海岸付近で液状化の可能性が高いことが予想されている。

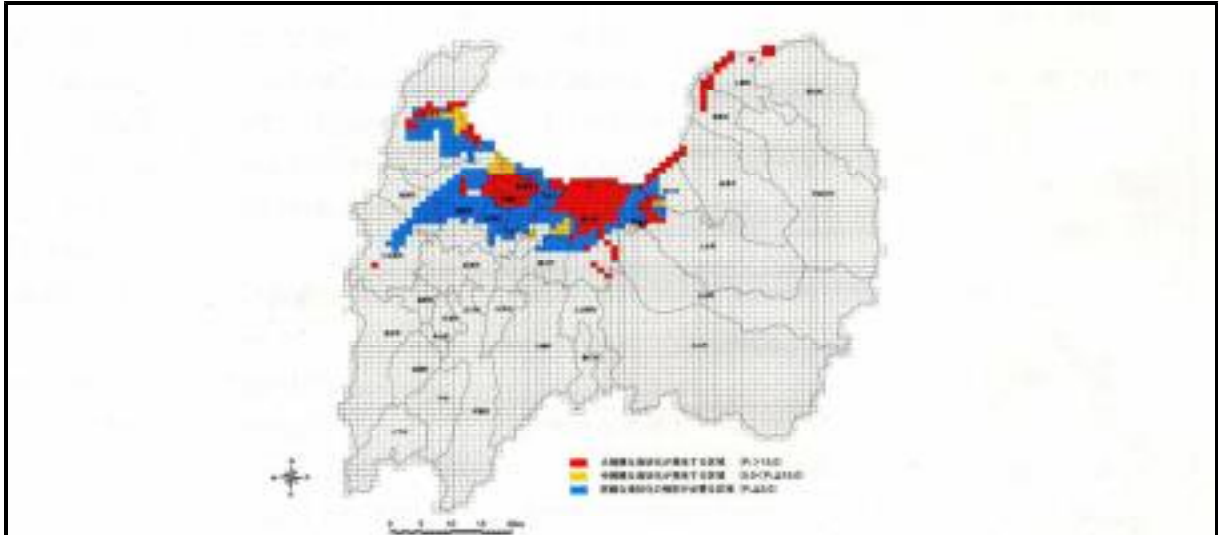


図4 跡津川断層地震液状化判定結果図

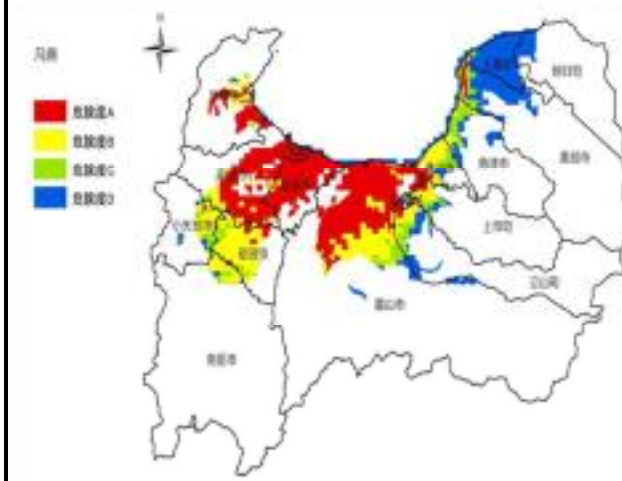


図5 呉羽山断層帯地震液状化判定結果

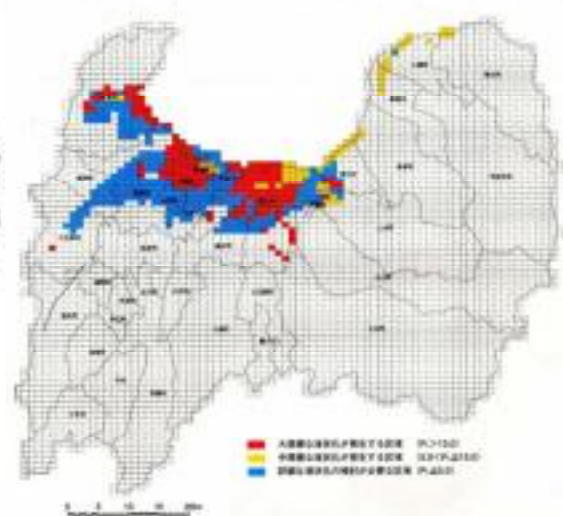


図6 法林寺断層地震液状化判定結果図

- 図4 『地震調査報告書（平成8年）』（富山県）
- 図5 『富山県地震被害想定等調査業務（平成23年）』（富山県）
- 図6 『地震調査報告書（平成13年）』（富山県）

被害予測

ここでは、規模が大きく魚津市への影響が想定される「跡津川断層地震」と「呉羽山断層帯地震」に関する被害予測をまとめた。これは一定の条件（震度、季節、時間等）を設定し、過去の地震災害の経験値をもとに推計していることから、震度や気象条件が異なれば当然異なった予測値となるので、その前提のもとに取り扱う必要がある。

ア 跡津川断層地震

「跡津川断層地震」（マグニチュード7.1）は、過去にも大きな被害をもたらし、市の広範囲にも影響を与えると予測されている。これは、富山県が平成8年3月に発表した地震調査結果での市町村別被害想定結果に基づくものである。

項 目				魚津市の被害予測
人的被害		死者（人）		21
		負傷者（人）		557
り災者（人）				2,174
物的被害	住 宅	木 造	全壊（棟）	256
			半壊（棟）	1,073
		S 造	全壊（棟）	113
			半壊（棟）	15
		R C 造	全壊（棟）	15
			半壊（棟）	3
	火 災	焼失	全体（棟）	210
			住宅（棟）	82
	道路被害（箇所）			13
	ライフライン施設	上水道被害（箇所）		83
		下水道被害（箇所）		31
		電柱被害（本）		38

イ 呉羽山断層帯地震

「呉羽山断層帯地震」(マグニチュード7.4)は、平成23年3月の東日本大震災を受けて富山県が実施した地震被害想定において、魚津市への影響が最も大きい地震である。これは、富山県が平成23年6月に発表した地震調査結果での市町村別被害想定結果に基づくものである。

項 目			魚津市の被害予測			
物 質 的 被 害	建 物 被 害	建 物 分 類	住 宅	非住宅	合 計	
		現 況（棟）	20,797	9,360	30,157	
		地盤の揺れ	全 壊（棟）	30	10	40
			半 壊（棟）	6,424	2,911	9,335
		地盤の液状化	全 壊（棟）	0	0	0
			半 壊（棟）	8	0	8
		急傾斜地崩壊	全 壊（棟）	0	0	0
			半 壊（棟）	4	0	4
		合計	全 壊（棟）	30	10	40
			半 壊（棟）	6,436	2,911	9,347
		火災・延焼	出 火（棟）	0	0	0
			延 焼（棟）	0	0	0
			合 計（棟）	0	0	0
		建物屋外付帯物の落下（棟）		0	0	0
		ブロック塀等倒壊	現況（件）	6,438		
			倒壊（件）	151		
		自動販売機の転倒	現況（件）	3,441		
	転倒（件）		27			
人 的 被 害	死 傷 者	調査時人口（人）	44,656			
		被害項目	死者数	負傷者数	合 計	
		建物の倒壊（人）	2	916	918	
		急傾斜地崩壊（人）	0	0	0	
		火災・延焼（人）	0	0	0	
		各種の塀倒壊（人）	0	1	1	
		自動販売機の転倒（人）	0	0	0	
		建物屋外付帯物の落下（人）	0	0	0	
		合 計（人）	2	917	919	
	避難者数	経過時間	発災時	1 日後	4 日後	
		避難所（人）	4,556	5,686	7,498	
		避難所以外（人）	2,453	3,061	4,037	
		合 計（人）	7,009	8,747	11,535	

4 津波シミュレーション調査

調査にあたり想定した津波

国の中央防災会議では、2つのレベルの津波を想定（太平洋側の海溝型地震を想定）

ア 発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波

イ 発生頻度は極めて低いものの、甚大な被害をもたらす最大クラスの津波

本県では、海溝型地震ではなく、活断層地震による津波が想定されており、上記アの百年に一度程度の「発生頻度の高い津波」は文献調査において確認されていない。上記イについても、文献調査において、東日本大震災のような（600～1,000年と推定される）海溝型の津波は確認されていない。国においては、



太平洋側の東海・東南海・南海地震などの海溝型地震による津波や、日本海側では、北海道沖から新潟県沖にかけての日本海東縁部で発生する地震による津波など、発生頻度の高い津波を想定して調査を実施しているが、本県の近海においては、調査が実施されていない。本県における津波シミュレーションでは、念のため、あらゆる可能性を考慮してさらに発生確率の極めて低い、3～5千年に一度程度の活断層（呉羽山断層帯）や、未確認の断層（糸魚川沖や富山湾西側の断層）による津波を想定した。また、参考までにこれまで連動が確認されていない断層が連動する場合（糸魚川沖の断層）も想定し、さらに、最悪の事態を想定し、海岸保全施設等が「機能する場合」に加え、「破壊される場合」も想定した。

調査内容

ア 富山県沿岸域で想定される津波高、到達時間、浸水想定図（10mメッシュ）

イ 津波による人的被害、建物被害の予測

対象地震

対象地震	地震規模	地震により隆起する地盤	
		想定平均すべり量	想定長さ、幅
糸魚川沖（F41） 3つの断層の連動を想定	M7.6	4.66m (最大クラス推定式)	長さ 86 km 幅 26 km
富山湾西側（F45） 2つの断層の連動を想定	M7.2	2.77m (最大クラス推定式)	長さ 43 km 幅 18 km
呉羽山断層帯	M7.4	2.90m (実測値)	長さ 35 km 幅 22 km

< 参考 >

対象地震	地震規模	地震により隆起する地盤	
		すべり量	長さ、幅
糸魚川沖地震 ^() 【断層が連動する場合】	M8.0	6.6m	長さ 84 km 幅 44 km

() 国の地震調査研究推進本部において、断層の存在、長さ等が明確には確認されていない。

調査結果の概要

ア 津波高及び最大津波高の到達時間の予測

市町	糸魚川沖(F41)			富山湾西側(F45)			呉羽山断層帯		
	最高津波		海面変動影響 開始時間 (分)	最高津波		海面変動影響 開始時間 (分)	最高津波		海面変動影響 開始時間 (分)
	水位 (T.P. m)	到達時間 (分)		水位 (T.P. m)	到達時間 (分)		水位 (T.P. m)	到達時間 (分)	
氷見市	3.8	15	9	7.2	10	1分未満	4.6	25	2
高岡市	3.3	16	12	3.2	18	3	2.4	28	2
射水市	3.5	64	11	4.2	7	3	4.1	17	1分未満
富山市	4.3	48	10	4.7	11	2	5.5	2	1分未満
滑川市	3.1	16	9	5.6	9	2	6.8	3	1分未満
魚津市	3.1	16	7	4.9	6	1	5.5	2	1分未満
黒部市	3.2	19	5	5.0	6	1分未満	3.6	4	1
入善町	5.3	27	3	10.2	7	2	2.7	10	2
朝日町	5.7	40	1分未満	6.3	9	3	2.8	33	8

: 各市町で最高津波の断層

()国の地震調査研究推進本部において、断層の存在、長さ等が明確には確認されていない。

イ 被害想定予測

沿岸市町	①糸魚川沖(F41)			②富山湾西側(F45)			③呉羽山断層帯			H23呉羽山断層帯		
	想定地震規模 M7.6 想定長さ 86km 想定平均すべり量 4.66m			想定地震規模 M7.2 想定長さ 43km 想定平均すべり量 2.77m			想定地震規模 M7.4 想定長さ 35km 想定平均すべり量 2.90m			想定地震規模 M7.4 想定長さ 35km 想定平均すべり量 2.90m (構造物無し)		
	木造建物		死者 (人)	木造建物		死者 (人)	木造建物		死者 (人)	木造建物		死者 (人)
	全壊	半壊		全壊	半壊		全壊	半壊		全壊	半壊	
氷見市	220	363	12	4	44	21	165	418	6	35	250	31
高岡市	1	53	1	3	16	2	0	3	0	22	83	5
射水市	43	362	6	0	73	4	9	182	9	120	387	21
富山市	67	132	0	31	48	2	16	55	9	137	197	27
滑川市	0	8	0	3	29	2	89	426	38	48	178	8
魚津市	0	93	15	3	78	21	11	180	31	15	117	24
黒部市	0	3	1	9	147	41	0	6	6	17	53	8
入善町	0	0	0	7	62	11	0	0	0	1	11	1
朝日町	1	6	0	1	2	1	0	0	0	0	3	0
計	332	1,020	35	61	499	105	290	1,270	99	395	1,279	125

()国の地震調査研究推進本部において、断層の存在、長さ等が明確には確認されていない。

1「南海トラフ巨大地震の被害想定について(第一次報告)」(平成24年8月29日)の被害想定手法及び「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る被害想定手法について」(平成18年1月、中央防災会議)に準拠し、津波による建物被害及び人的被害を推計した。

死者数は、深夜人口をもとに、「早期避難70%、用事後避難30%」の場合の数値としている。

2「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の被害想定について」(平成18年1月25日、中央防災会議事務局)、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の地震防災戦略」(平成20年12月12日、中央防災会議)における算出手法に従って建物被害及び人的被害を推計した。

死者数は、住民の避難意識が低い場合(避難率68%)の数値としている。

第7節 災害対策本部の組織

災害の予防、応急対策及び復旧等防災活動に即応する体制を確立するため、国、県、市及びその他防災関係機関相互の有機的連携を図り、市民、関係団体、ボランティア等の協力を得て、総合的かつ一体的な防災体制を確立する。

1 魚津市防災会議

災害対策基本法第16条の規定により、魚津市の地域に係る地域防災計画の作成及びその実施の推進のため、魚津市防災会議を置く（魚津市防災会議条例（昭和38年6月25日条例第22号）資料13-1 魚津市防災会議条例）。

2 魚津市災害対策本部

災害対策基本法第23条に基づく魚津市災害対策本部の組織は、魚津市災害対策本部条例（昭和38年6月25日条例第23号、資料13-3 魚津市災害対策本部条例）及び本計画に定める。

設置基準

ア 地震

震度5弱以上の地震を観測したとき（自動設置）
津波警報・大津波警報が発表されたとき（自動設置）
地震（津波）による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策のため必要があると市長が認めるとき。

イ 風水害等

大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがあり、災害対策について特別の措置が必要であると認められるとき。

設置場所

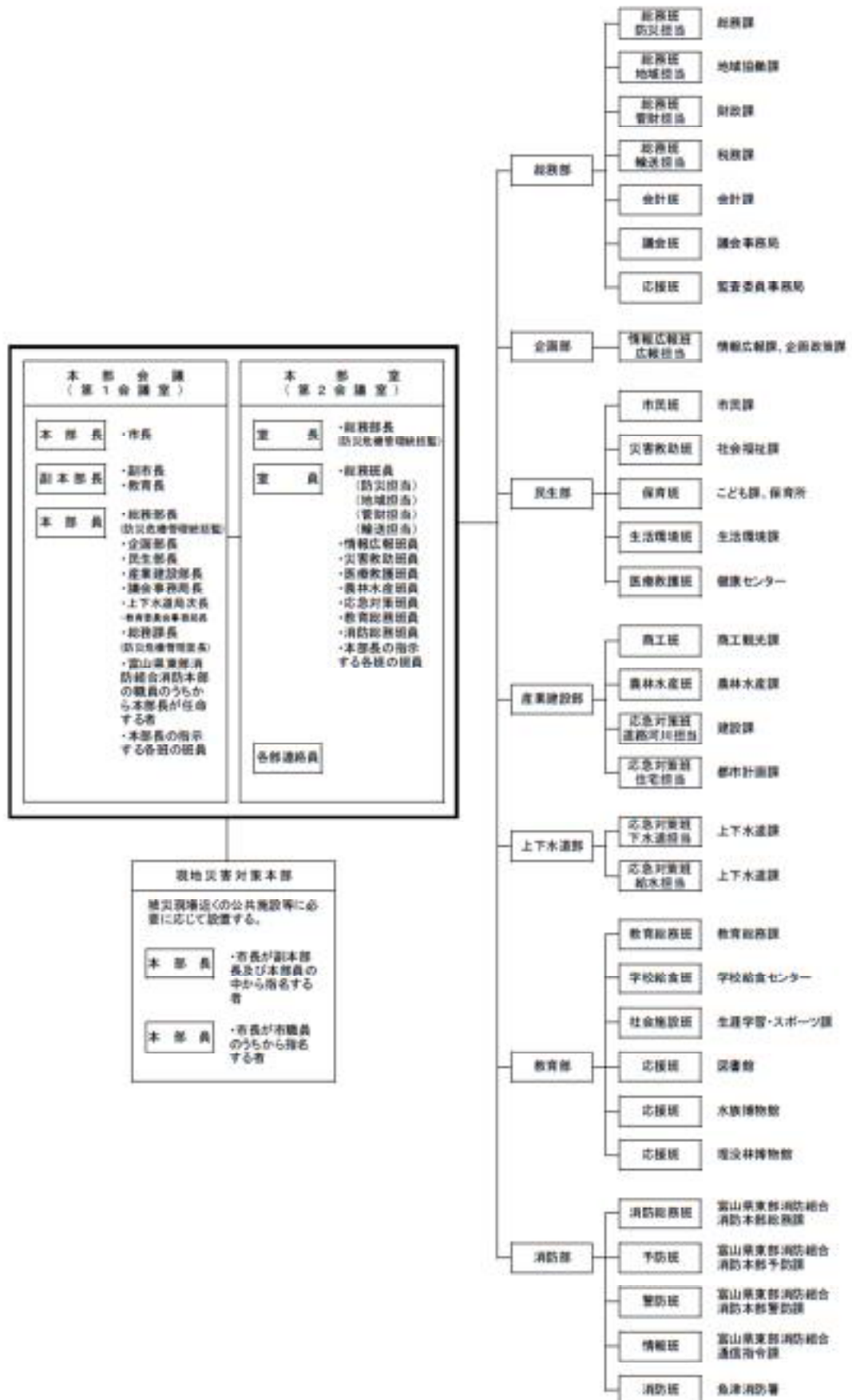
災害対策本部は、魚津市役所に置く。

ただし、市庁舎に甚大な被害を生じ対策本部としての機能が果たせない場合は、支障をきたさない公共施設等を代替施設として使用する。

組織系統

魚津市災害対策本部の組織系統は、次のとおりとする。

魚津市災害対策本部の組織図



任務分担

各組織の任務分担等は、次のとおりとする。

ア 災害対策本部長（市長）

災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、災害対策本部の事務を総括し、災害対策本部員（以下「本部員」という。）及びその他の職員を指揮監督する。

イ 災害対策本部副本部長（副市長、教育長）

災害対策本部副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

ウ 本部会議

本部長、副本部長及び本部員でもって組織し、次の重要な災害対策について協議する。

- A 災害応急対策の基本方針に関すること。
- B 動員配備体制に関すること。
- C 各部班間の調整事項の指示に関すること。
- D 自衛隊の災害派遣に関すること。
- E 県及び防災関係機関との連絡調整に関すること。
- F 応援協定締結市等への応援要請に関すること。
- G その他、災害の発生の防御又は拡大の防止に関すること。

本部長は、災害対策について協議する必要があるときは本部会議を召集する。

本部長は、特に必要があると認めるときは、本部員以外の者に対し本部会議への出席を求める。

本部員は、その所管事項に関し、本部会議に付議すべき事項があるときは、速やかに本部会議に付議しなければならない。

エ 本部室

当該災害の総括的窓口として本部室を設ける。

本部室長は、総務部長（防災危機管理統括監）を充てる。

本部室要員は、あらかじめ指定された職員を充てる。

本部室は、次の事項を処理する。

- A 各種情報の管理に関すること。
- B 各部班の活動状況の把握に関すること。
- C 広域応援（自衛隊の災害派遣を含む。）の調整に関すること。
- D 防災活動全般の調整に関すること。
- E 本部会議の運営に関すること。

オ 各部・班

市災害対策本部に部、班を設ける。

別表の分掌事務により災害応急対策を遂行する。

カ 現地災害対策本部

本部長は、市域の一定の地域に係る災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、緊急に円滑かつ的確な防災活動の実施を図るため、被災現場近くの公共施設等が必要に応じて、現地災害対策本部を設置する。

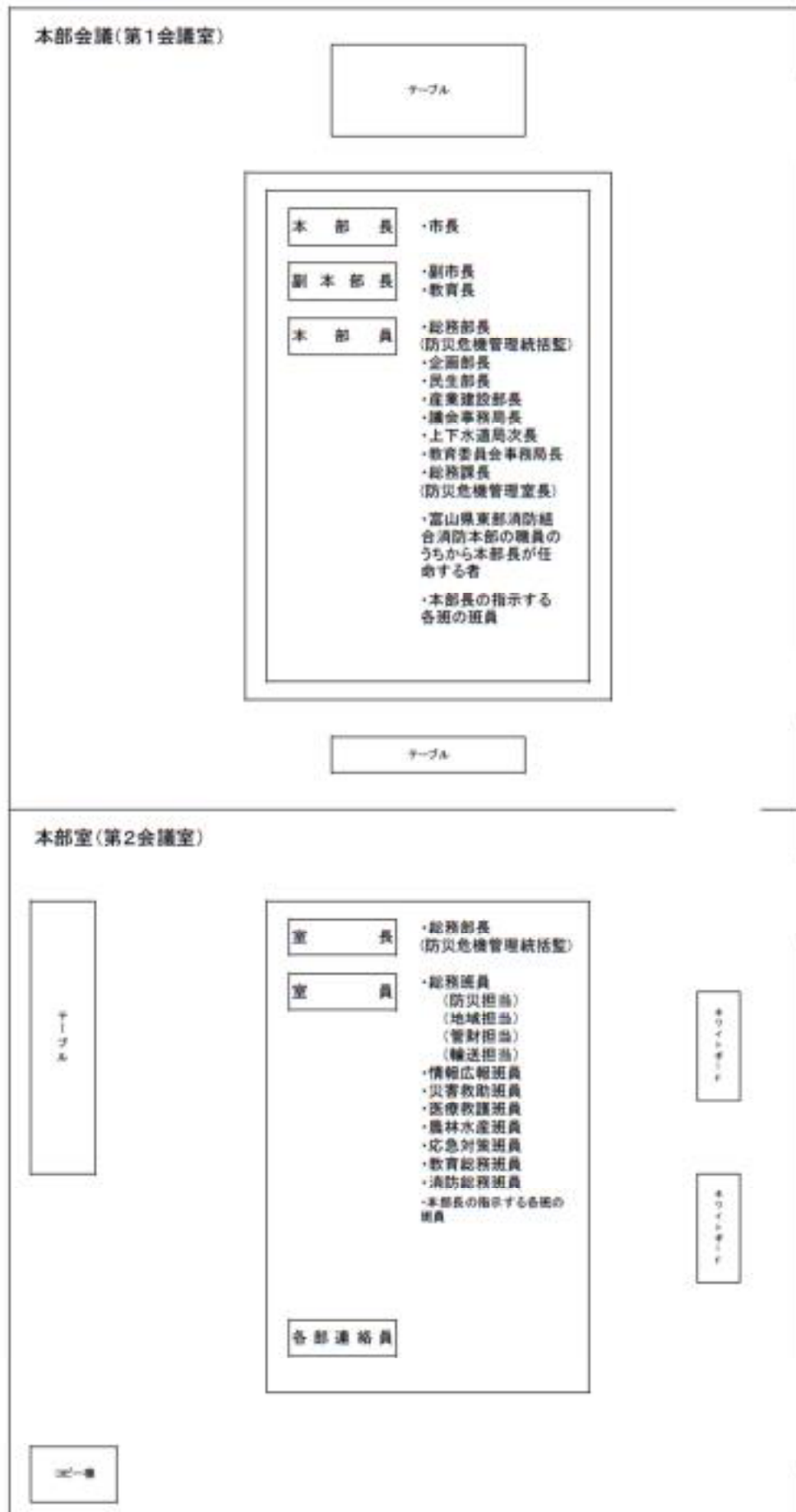
キ 災害対策本部の解散

本部長は、災害応急対策が概ね終了したと認めるときは、災害対策本部又は現地災害対策本部を解散する。また、解散したときは、市長は、県知事、防災関係機関等にその旨を通知する。

別表

1 本部室の分掌事務

班	担当	分掌事務
総務班	防災担当 (総務課)	1 本部室の総括及び庶務に関すること。 2 本部会議に関すること。 3 被害状況等の取りまとめに関すること。 4 県、県内市町村、応援協定締結市に対する応援要請及び受入れ、自衛隊の災害派遣に関すること。 5 市民への避難措置の発表に関すること。 6 避難所の確保及び開設に関すること。 7 職員の動員・配置に関すること。
	地域担当 (地域協働課)	1 被害状況の収集等に関すること。(防災担当に協力) 2 自治会等の長への連絡に関すること。 3 ボランティアの活動状況に関すること。 4 避難所の確保及び開設に関すること。(防災担当に協力)
	管財担当 (財政課)	1 災害対策本部の設置に伴う必要な各種資機材及び職員の食料等の調達に関すること。
	輸送担当 (税務課)	1 緊急輸送活動状況に関すること。
情報広報班	広報担当 (情報広報課)	1 被害状況の収集等に関すること。(総務班防災担当に協力) 2 本部室の広報に関すること。 3 災害情報の共有化に関すること。 4 市情報通信基盤の被害状況の収集及び応急対策に関すること。
災害救助班	(社会福祉課)	1 避難所の運営に関すること。 2 要配慮者への支援活動状況に関すること。
医療救護班	(健康センター)	1 医療救護活動状況に関すること。 2 防疫活動状況に関すること。
農林水産班	(農林水産課)	1 主食、副食、飲料水等の調達に関すること。 2 生活必需品の調達に関すること。
応急対策班	(建設課)	1 道路、河川、施設等及びライフラインの被害状況及び応急対策実施状況に関すること。 2 避難の要否に関する情報の集約に関すること。
教育総務班	(教育総務課)	1 避難所の確保及び開設に関すること。(総務班防災担当に協力) 2 避難所施設との連絡調整に関すること。
消防総務班	(富山県東部 消防組合消防 本部総務課)	1 消防活動状況に関すること。



2 各部の分掌事務

部	班	分掌事務
総務部	総務班 防災担当 (総務課) (防災危機管理室) 本部室事務	1 災害対策本部の統括事務(本部室)に関すること。 2 被害報告の取りまとめ及び連絡に関すること。 3 気象警報等の収集及び伝達に関すること。 4 関係機関等に対する応援要請等に関すること。 5 防災行政無線の管理に関すること。 6 職員の動員・配置に関すること。
	総務班 地域担当 (地域協働課)	1 外国人の援護対策に関すること。 2 ボランティア活動の調整に関すること。 3 自治会等の長への連絡に関すること。 4 部内の被害報告の取りまとめ及び連絡調整に関すること。 5 コミュニティセンター等の施設の災害応急対策に関すること。
	総務班 管財担当 (財政課)	1 市有財産の保全及び被害調査の取りまとめに関すること。 2 庁用車両の調達等に関すること。 3 庁内電話等通信施設、電気施設の確保に関すること。 4 燃料等の調達に関すること。 5 災害応急対策予算及び財政措置に関すること。
	総務班 輸送担当 (税務課)	1 備蓄食料、物資の管理及び輸送に関すること。 2 物資集積地の維持管理に関すること。 3 輸送活動に必要な民間車両の調達に関すること。 4 その他災害時の輸送対策に関すること。 5 市税の減免に関すること。 6 被災世帯調査の総括に関すること(応急対策班住宅担当が協力)。 7 り災証明の発行に関すること。
	会計班 (会計課)	1 見舞金、義援金の出納保管に関すること。 2 他班の応援に関すること。
	議会班 (議会事務局)	1 市議会議員との連絡に関すること。 2 見舞者の対応に関すること。 3 他班の応援に関すること。
	応援班 (監査委員会事務局)	1 他班の応援に関すること。

部	班	分掌事務
企画部	情報広報班 広報担当 (企画政策課) (情報広報課)	1 本部長及び副本部長の秘書に関すること。 2 見舞者の対応に関すること。 3 政府、国会、その他の機関に対する要望事項等の取りまとめに関すること。 4 報道機関への対応に関すること。 5 災害情報等の提供に関すること。 6 災害関係記録の収集及び取りまとめに関すること。 7 市情報通信基盤の復旧に関すること。 8 市業務システムの復旧に関すること。
	市民班 (市民課)	1 遺体の処理、埋葬及び火葬に関すること。 2 災害時の消費生活対策に関すること。 3 避難所外避難者、市外避難者に関すること。 4 緊急通行車両の確認申請に関すること。
民生部	災害救助班 (社会福祉課)	1 部内の被害報告の取りまとめ及び連絡調整に関すること。 2 社会福祉施設の避難状況及び避難支援に関すること。 3 在宅要援護者の安否確認等安全確保に関すること。 4 被災者の誘導、保護及び収容に関すること。 5 避難所の運営及び避難所名簿の取りまとめに関すること。 6 災害救助物資の受入れ、配分計画に関すること(保育班に協力)。 7 災害救助法関係事務の統括に関すること。 8 義援金品の募集、受入れ及び配分に関すること。
	保育班 (こども課、保育所)	1 児童福祉施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2 園児の安全確保に関すること。 3 被災園児の保健管理に関すること。 4 災害救助物資の受入れ、配分計画に関すること(災害救助班が協力)。
	生活環境班 (生活環境課)	1 災害時のし尿、ごみ処理対策に関すること。 2 清掃苦情等の処理及び対策に関すること。 3 災害時の公害発生防止指導に関すること。 4 災害時の交通・防犯対策に関すること。 5 感染症に対する防疫に関すること(医療救護班に協力)。
	医療救護班 (健康センター)	1 負傷者の発生状況等医療に関する情報の収集に関すること。 2 医療救護班の派遣及び医療救護所の設置運営に関すること。 3 後方医療機関への輸送調整に関すること。 4 医薬品、医療用器材等の確保調整に関すること。 5 医療救護班の調整に関すること。 6 避難所、被災者の衛生指導に関すること。 7 感染症に対する防疫に関すること(生活環境班が協力)。 8 被災者の健康相談、栄養相談及びこころのケアに関すること。 9 医療機関への協力要請に関すること。

部	班	分掌事務
産業建設部	商工班 (商工観光課)	1 商工業関係施設、観光関係施設の被害調査に関すること。 2 災害時の宿泊者の安全確保に関すること。 3 大規模店舗、ガソリンスタンド等の営業状況の把握に関すること。 4 中小企業に対する災害融資に関すること。 5 災害時の労働力確保に関すること。 6 生活必需品の調達に関すること(農林水産班と協力)
	農林水産班 (農林水産課)	1 農地及び農業用施設並びに農林水産施設及び農林水産物の被害調査、応急対策に関すること。 2 家畜、家さん及び畜産施設の災害応急対策に関すること。 3 災害時の漁船等の確保に関すること。 4 災害時の主食、副食、飲料水等の確保に関すること。 5 生活必需品の調達に関すること(商工班と協力) 6 被災農家に対する災害融資に関すること。
	応急対策班 道路河川担当 (建設課)	1 部内の被害報告の取りまとめ及び連絡調整に関すること。 2 道路、河川、橋梁の被害状況の把握及び応急対策に関すること。 3 緊急輸送道路の応急措置に関すること。 4 水防活動に関すること。 5 土砂災害応急対策に関すること。 6 街路樹の災害応急対策に関すること。 7 道路の除雪に関すること。 8 災害応急対策資機材の調達、受領に関すること。
	応急対策班 住宅担当 (都市計画課)	1 市営住宅の被害調査及び応急対策に関すること。 2 都市計画施設、公園緑地の被害調査及び応急対策に関すること。 3 建物の応急危険度判定に関すること。 4 宅地の危険度判定に関すること。 5 被災世帯調査に関すること(総務班輸送担当に協力) 6 応急仮設住宅の建設、住宅の応急処理に関すること。 7 応急仮設住宅の入居審査・管理に関すること。 8 建築物の応急復旧指導に関すること。 9 公営住宅等のあっせんに関すること。 10 被災住宅者への融資に関すること。 11 公共交通機関の運行状況、被害の情報収集に関すること。

部	班	分掌事務
上下水道部	応急対策班 下水道担当 (上下水道課)	1 下水道施設の被害状況の収集、応急対策に関すること。 2 市民対応窓口、応急対策の広報活動に関すること。
	応急対策班 給水担当 (上下水道課)	1 部内の被害報告の取りまとめ及び連絡調整に関すること。 2 上水道及び簡易水道施設の被害状況の収集、応急対策に関すること。 3 応急給水活動の実施及び広報活動に関すること。
教育部	教育総務班 (教育総務課)	1 部内の被害報告の取りまとめ及び連絡調整に関すること。 2 教育関係施設の被害調査及び応急対策に関すること。 3 避難所の確保及び開設に関すること。 4 応急教育に関すること。 5 被災児童・生徒の教科書、学用品の確保及び支給に関すること。 6 児童・生徒の安全確保に関すること。 7 被災児童・生徒の育英・奨学に関すること。 8 被災児童・生徒の保健管理に関すること。
	学校給食班 (学校給食センター)	1 施設の保全及び応急復旧に関すること。 2 被災児童・生徒の学校給食の確保に関すること。
	社会施設班 (生涯学習・スポーツ課)	1 文化財等の生涯学習施設及び体育施設の災害応急対策に関すること。 2 災害救助に協力する生涯学習、スポーツ団体との連絡調整に関すること。
	応援班 (図書館、水族博物館、埋没林博物館)	1 施設の保全及び応急復旧に関すること。 2 他班の応援に関すること。

部	班	分掌事務
消防部	消防総務班 (富山県東部消防組合 消防本部総務課)	1 部内の被害報告の取りまとめ及び連絡調整に関する事。 2 市災害対策本部及び関係機関との連絡調整に関する事。 3 消防部への取材の受付に関する事。 4 資機材の補給及び食料の調達に関する事。 5 その他の班及び消防部隊に属さない事項に関する事。
	予防班 (富山県東部消防組合 消防本部予防課)	1 広報活動に関する事。 2 避難誘導に関する事。 3 火災等の情報収集に関する事。 4 危険物等の保安・規制に関する事。
	警防班 (富山県東部消防組合 消防本部警防課)	1 指揮本部の設置・運営に関する事。 2 災害活動方針の策定に関する事。 3 災害活動現場の掌握に関する事。 4 緊急消防援助隊及び県内応援部隊の要請並びに応援部隊との連絡調整に関する事。
	情報班 (富山県東部消防組合 消防本部通信指令課)	1 通信の運用に関する事。 2 災害情報の受付、収集及び伝達に関する事。 3 気象情報等の収集及び伝達に関する事。 4 非常招集の伝達に関する事。
	消防班 (富山県東部消防組合 魚津消防署)	1 災害状況の処理に関する事。 2 消防部隊の運用及び活動状況の記録に関する事。 3 消防職員、団員の動員及び配置に関する事。 4 関係機関等に対する応援要請等に関する事。 5 災害の警戒及び警戒区域の設定に関する事。 6 災害の防御活動に関する事。 7 救急救助活動に関する事。 8 水防活動に関する事。